杉浦重剛先生序文
松井廣吉著

日本内閣論　全

東京　博文館藏版

杉浦重剛先生序文
松井廣吉著

日本内閣論　全

東京　博文館藏版

日本内閣論ニ題ス

近來國史ヲ講究スルノ風大ニ流行シ隨テ國史ヲ編纂スルモノモ亦タ世間ニ輩出スルニ至レリ然レ𪜈從來ノ所謂國學者流其多キニ居リテ上中古ノ事跡ヲ綿密ニ調査スルニハ極メテ適當ナルニ拘ラス近古ノ事跡ニ至リテハ或ハ未タ盡サヾルトコロナキニシモアラス況ンヤ明治以後ノ事實ニ於テヲヤ抑モ明治ノ維新ハ實ニ世界ノ

歷史ニモ稀有ノ事体ナレハ啻ニ我輩日本國民ガ之ニ諳熟スルノ必要アルノミナラス世界ノ歷史上ニ著明ナル事例ヲ添フルノ効アレハ余ハ常ニ事實ノ湮滅セザル前ニ近代史ノ世ニ現ハレンコトヲ希望セシモノナリ松井君ノ此擧ハ實ニ此目的ノ幾分ヲ達シタルモノト云フベシ是レ余カ茲ニ一言ヲ題スルヲ辭セサル所以ナリ

明治廿三年一月

天台道士

日本内閣論自序

暴風激雨の夜、客あり、問ふて曰く「子何のために内閣論を草せる」余答ふること能はず、止だ曰く「客彼の颼々簌々たるを聞く乎、風無心にして怒り、雨無心にして泣く、余もまた無心にして論ずる者乎、余自から之を知らざる也」と、客笑て其の序を見んとを求む、然れども余固とより此の書に序するとなきなり、僅かに案頭の一詩を把て放吟して曰く

英雄何必讀書史。直攄血性爲文章。不仙不佛不賢聖。筆墨之外有主張。縱橫議論析時事。如醫療疾進藥方。名士之文深莽蒼。胸羅萬卷雜霸王。用之未必得實効。崇論閎

議多慷慨。雕鐫魚鳥逐光景。風情亦足喜且狂。小儒之文何所長。抄經摘史餖飣強。玩其詞華頗赫爍。尋其義味無毫芒。第頌其師客談說。居然拔幟登詞場。初驚既鄙久蕭索。身存氣盛名先亡。薤碑刻石臨大道。過者不讀倚壞牆。嗚呼文章自古通造化。息心下意毋燥忙。

客いふ「子また大言する乎」余曰く「一噱斯の如くならずんば以て拙を蔽ふに足らず」と、客と手を拍て大笑す、窓外風雨の聲、殆んど聞へず

庚寅一月不二三亭に於て　松井廣吉

例言

一此ノ書、去年十月內閣ニ更迭アリシトキ、或人ノ勸ニヨリテ匆皇筆ヲ把リ、五六日ニシテ稿ヲ脫シ、本年ニ至リテ、三條內閣及ヒ山縣內閣ノヿヲ加ヘ、且ツ纔カニ年月ヲ改メテ今剞劂ニ附ス、

一金聖歎曰ク「筆欲下而仍擱、紙欲舒而仍捲、墨欲磨而仍停、而吾之才盡、而吾之髯斷、而吾之目矐、而吾之腹痛、而鬼神來助、而風雪忽通」ト、此ノ書咄嗟間ノ作、筆ヲ擱カズ、紙ヲ捲カズ、墨ヲ停メズ、一氣呵成、毫モ修飾ヲ加フルヿナシ、乃チ其ノ奇ヲ窮メ變ヲ盡スモノナキヿ想フベキ也、余生來文ニ拙シ、然レ𪜈此ノ書成テ後之ヲ見ルニ、自カラ其ノ凡庸ニシテ奇ナク、雜駁ニシテ變ナキニ驚カサルヲ得ズ、嗚呼余ガ矐目ヲ以テ視ルモ尙ホ斯ノ如シ、況ンヤ有識家ノ眼ニ上ルニ於テオヤ、直チニ唾棄サルヽハ固ト期スル所也

一此ノ書、一面ヨリ見レバ、我ガ明治政府ノ小歷史トスルヲ得ベシ、是レ

杉浦先生ノ序ヲ賜ハリシ所以也、然レ圧又一面ヨリ見レバ、去年ノ條約改正顛末略記トモスルヲ得ン、而シテ共ノ間ニ介サメル批評ノ如キハ、固トヨリ自家ノ管見ニシテ取ルニ足ラサルモノ多カラン、然レ圧余ガ平生自カラ信ズル所ニ至テハ、第三章ノ條約改正策（列國合縦ノ間ニ投ジテ國位ヲ上進スル事）第五章ノ政務節省策、及ヒ附録トセル立國私言ニ在リ、讀者唯ダ之ニ於テ一顧ヲ賜ハラバ、寔ニ望外ノ幸榮ナリ、而シテ余ガ此ノ書ヲ公ニスルモ亦之ガタメニ外ナラズ

著者識

日本內閣論目次

附錄

日本內閣論目次終

日本內閣論

松井廣吉著

第壹章　藩閥內閣

第一節　其の官制

幕府の末造、有司昏迷にして國家の大事を擔當するに堪へず、處士橫議を逞ふして大勢の趨向を察するを能はず、恬熙一日を苟安するに非ずんば、則ち徒らに空手慷慨するのみ、上下交、疾視して、天下の人心從ふ所を知らず、此の時に方りては、非常の英傑出でゝ非常の大手腕を揮ふに非ずんば、天下の事また奈何ともすべからざりしなり

蛟龍の上天する必らず風雲の會に乘じ、傑士の世に出づる必らず國家危急の秋に於てす、彼の岩倉、木戸、大久保、西鄕諸公の出でしは、實に此の

時にして、此等の諸公は各々其の天授の大手腕を揮ひ、千古の大英斷を以て、天下の大勢を決し、風雲を叱咤して竟に三百年來流れ絕へせぬ德川の水を涸らし、茲に明治政府を創始せるなり

案するに、明治政府設立の基本は、實に慶應三年の改革に在り、當時將軍(慶喜公)既に大政を奉還せしとは雖も、各藩尙ほ嚮背に惑ふて決する所なく、群疑滿腹、殆んど咫尺の前をも辨ぜず、岩倉公乃ち先づ西鄕、大久保の諸公と謀りて(當時長州藩は京師に入らず、故に木戶公等はこの謀議に與かるに由なかりき)十二月九日慶應三年の大改革を斷行し、攝政、關白、征夷大將軍等の職を廢して、新たに總裁、議定、參與の三職を置く、是れ他日明治政府と爲れる其の基本なり

明治元年正月十三日太政官代を置き、同じく十七日三職總裁、議定、參與を分ちて總裁、神祇事務、內國事務、外國事務、海陸軍事務、會計事務、刑法事務、制度事務の八科とす、次で二月三日三職八科を改めて三職八局とし、總裁局

に正副總裁、輔弼、顧問、辨事、史官を置く

此の年閏四月廿一日三職八局を廢して太政官中に議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の七官を置き、議政官中、上下の兩局を設く、是れ蓋し議政官を以て立法官とし、刑法官を以て司法官とし、他を以て行政官となすの意に出づるといふ、然れども當時行政官中の輔相は、議政官之を兼任する定めなりしが、九月十九日に至りて又立法行政の事務は、實地に於て分割し難きを以て、議政參與の兩職をして假りに行政官に入りて、機務を商議せしむるを爲す

明治二年三月七日公議所を置き、三百七十六人の公議士を招集せしが、七月十八日に至て之を廢せり、此の年五月十三日上下兩局を開きしを以て議政官を廢し、七月八日に至りて新たに官制を定め、行政官及び上局會議を罷めて、神祇、太政の二官、及び民部、大藏、兵部、刑部、宮內、外務の六省を置き、公議所の代りに集議院を置く、此の改革によつて行政官を太

政官と定め、左右大臣、大納言、參議を置きしかば、立法行政の實權は、總て(行政官たる)太政官に歸するに至れり

明治三年閏十月二十日工部省を置く、(明治十四年に至りて之を廢す)

太政官の權力は自後年を追て增大せり、即ち明治四年七月廿九日太政官三院の制を立て、正院、左院、右院を置き、同く八月十日神祇官(從前太政官の上に班す)を省として、太政官の下、各省の上に在らしめ、又其の十八日制度局(二年四月議事体裁取調所變して制度寮となり五月又變して制度取調所となり其の八月又變して制度局となる)を左院に併せ、又集議院を以て左院の被管とす、是に於て立法議政の權は名實共に太政官に移れるなり、又此の年七月九日刑部省を廢して司法省を置き、同く十八日大學を廢して文部省を置く

明治五年二月二十七日兵部省を廢して陸軍海軍の二省を置き、三月十四日神祇省を改めて敎部省と稱す、其の二十五日又集議院を廢し、其の事務を左院に併す、集議院は是より先き三年九月十日を以て其の會議

と鎖し、諸議員をして其の藩に還らしむ、去れば始め各藩より出せし人才は、漸く其の跡を收めたりと知るべし

斯の如く年々官制に改正ありて、增減一ならざるが如しと雖も、漸次整頓の域に近きて、明治六年に至りては、始めて內閣の名稱あるに至れり、即ち此の年五月を以て太政官職制と更定して、始めて內閣の名稱を設け、參議を以て之を組織することとす、十一月十日內務省（四年七月民部省を廢し府縣の事務と各省に分任せしめしが茲に至りて此の省を置きしなり）を置き、又十二月二十七日には內閣顧問の職を設け、其の班、大臣の下、參議の上と定む（維新の際には總裁局顧問の職ありき）明治八年四月十四日左右院を廢して元老院を置き、十年一月十八日正院の稱を廢し、又明治十四年四月七日に至りて新たに農商務省を置く」明治十八年十二月官制に大改革あり、宮內、內務、外務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務九省の外、新たに遞信省を置き、其の省の長官（從前は卿と稱す）を大臣と稱し（副長官は從來大輔と稱せしを改めて次官といふ）大臣を以て

內閣を組織し(但し宮內大臣は別官たり)各大臣の上に內閣總理大臣を置く、是れ我が官制の全く整頓したるものにして、爾來今日まで變ずる所なし

第貳節　其の要素

以上記し來れる所に據れば、我が政府の官制は略、明瞭なるべしと信ず、故に吾輩は更に一歩を進めて政府組織の要素たる人物の出入を記すべし、之を見ば我が藩閥內閣の沿革は瞭として火を睹るがごとけん

我が政府は始めより公議輿論に從ふといふを以て、唯一の主義、唯一の口實、唯一の精神とせるを以て、其の創立の時には力めて各藩の英才を網羅せり、今最初に議定參與の兩職に任ぜし人物の出處を示せば左の如し

(第一表)

議定

親王	五	公卿	十二		
藩主	十五	薩摩(二)、長門(一)、佐賀(二)、土佐、名古屋、廣島、福井、宇和島、熊本、津和野、德島、岡山、鳥取、(各一)			
參與					
公卿	四十三	官人	六	薩摩	九
長門	五	佐賀	三	高知	三
名古屋	五	福井	五	熊本	六
宇都宮支封	一	柳川	一	宇和嶋	二
大垣	一	岡山	二	廣嶋	三
鳥取	二	高鍋	一	津和野	一
久保田	一	犬山	一	岡	一

斯の如くなれば、假令薩には西郷、大久保、小松、岩下、吉井、五代、町田の諸氏あり、長には木戸、廣澤、井上、楫取、伊藤の諸氏ありしにせよ、又肥には副島、江藤、大隈の諸氏あり、土には板垣、後藤、福岡の諸氏ありしにせよ、未だ藩閥なる者あらざりしなり、然れども戊辰の一戰に於て、最も功勞ありし

は薩長土肥の四藩にして、此の四藩の人物は、上は藩主を首め、參與の諸職に在るものより、下は抱關擊柝の小吏に至るまで、多く出身せるを以て、此の四藩が政府部內に於ける勢力は、遙かに他藩に超絶し、且つ其の分子も漸次增大して竟に藩閥の形を成すに至れるなり

左に明治元年二月頃、政府主要の地位に在りし人を表示すべし

（第二表）

出身	職	氏名	人數
親王	總裁局總裁	熾仁親王	（三）
	外國事務督	晃親王	
	軍防事務督	嘉彰親王	
薩摩	總裁局顧問	小松清廉	（二）
	仝	大久保利通	
長門	總裁局顧問	木戸孝允	（一）
公卿	總裁局副總裁	三條實美	（八）
	仝	岩倉具視	
	仝輔弼	中山忠能	
	仝	三條實愛	
	外國事務輔	東久世通禧	
	內國事務督	德大寺實則	
	刑法事務督	近衛忠房	
	會計事務督	中御門經之	

藩	官職	氏名	人數
土佐	總裁局顧問	後藤元燁	(一)
肥前	軍防事務督	鍋嶋齋正	(一)
宇和嶋	外國事務輔	伊達宗城	(一)
越前	內國事務輔	松平慶永	(一)
德嶋	刑法事務輔	蜂須賀茂昭	(一)
熊本	刑法事務輔	細川護久	(二)
	軍防事務輔	長岡護美	
廣島	會計事務輔	淺野茂勳	(一)

又明治二年七月の改正後其年中に主要の地位を占めし人々は左の如し

（第三表）

藩	官職	氏名	人數
親王	兵部卿	嘉彰親王	(一)
公卿	右大臣	三條實美	(五)
	大納言	岩倉具視	
	仝	德大寺實則	
	外務卿	澤宣嘉	
	刑部卿	三條實愛	
薩摩	參議	大久保利道	(二)
	外務大輔	寺嶋宗則	
長門	參議	前原一誠	(三)
	仝	廣澤眞臣	
	兵部大輔	大村永敏	
土佐	刑部卿	佐々木高行	(一)
肥前	大納言	鍋嶋直大	(三)
	參議	副嶋種臣	
	大藏大輔	大隈重信	
越前	民部大輔	松平慶永	(一)

表中同職の人あるは、其の年中彼此更迭ありしによる、又輔ありて卿なきは、當時卿欠官たりしものと知るべし

此の時に方りて誰かまた藩閥あるを思はんや、然れども第二、第三の兩表を比較せば、薩長土肥の分子漸く增加して、他の分子は漸く減却せるを知るに足る、爾後明治四年七月より六年四月に至るまでには、公卿及び他の分子彌よ減じて薩長土肥の分子益々增加するに至れり、請ふ次の第四表を見よ

（第四表）

公卿	薩摩	長門	土佐	肥前
太政大臣 三條實美 右大臣 岩倉具視	參議 西鄉隆盛 大藏卿 大久保利道 外務大輔 寺嶋宗則	參議 木戶孝允 大藏大輔 井上馨 兵部大輔 山縣有朋 工部大輔 伊藤博文	參議 板垣退助 仝 後藤象次郎 司法大輔 福岡孝悌	參議 大隈重信 參議兼司法卿 江藤新平 外務卿 副嶋種臣 文部卿 大木喬任
（二）	（三）	（四）	（三）	（四）

始めて内閣の稱ありしは實に明治六年五月なり、今此の月より九月ま

で、內閣及び卿大輔等主要の地位にありし人々を見るに

（第五表 自明治六年五月 至仝年九月）

藩	官職	氏名	人數
公卿	太政大臣	三條實美	（二）
	右大臣	岩倉具視	
薩摩	參議	西鄕隆盛	（三）
	大藏卿	大久保利通	
	陸軍大輔	西鄕從道	
長門	參議	木戶孝允	（四）
	陸軍卿	山縣有朋	
	大藏大輔	井上馨	
	工部卿	伊藤博文	
土佐	參議	板垣退助	（三）
	仝	後藤象二郎	
	司法大輔	福岡孝悌	
肥前	參議	大隈重信	（四）
	仝	江藤新平	
	參議兼文部卿	大木喬任	
	外務卿	副島種臣	
舊幕	海軍大輔	勝安房	（一）

因みに記す、是より先き肥前は常に要職を占め、其の數また大抵薩長より多し、是れ蓋し藩主閑叟公の名聲始めより藉甚にして、且つ江藤大隈二氏の才、副島氏の識、又當時に用ひられしが故ならずんばあらず、然れども後竟に其の柄を失へるは、其の人物皆薩長人士の後に落るさ、其の武勳薩長より少きが故なり、

此の年十月征韓の議合はずして、薩の西鄕、土の板垣、後藤、肥の江藤、副島の諸公職を辭し、外に政府部內の有力家たりし長の前原等も、亦各々袂を聯ねて野に下れり、之れを我が內閣初度の大更迭とす

此の改革によりて其の月直ちに組織されし內閣は左の如し

（第六表（自明治六年十月至仝年十二月））

公卿	薩摩	長門	土佐	肥前	舊幕
太政大臣 三條實美 左大臣 岩倉具視	内閣顧問 島津久光 參議兼内務卿 大久保利通 參議兼外務卿 寺島宗則 陸軍大輔 西郷従道	參議 木戸孝允 參議兼工部卿 伊藤博文 陸軍卿 山縣有朋	文部大輔 福岡孝悌	參議兼大藏卿 大隈重信 參議兼司法卿 大木喬任	參議兼海軍卿 勝安房
（二）	（四）	（三）	（一）	（二）	（一）

征韓論のために起れる更迭は、其の影響頗ぶる強く、彼の有力なる南洲氏は隱然として鹿兒島に在り、百二都城の俊髦皆之に從ひ、翌七年に至りては、又土の板垣、後藤、肥の副島、江藤の諸公等、民撰議院の建白書を提出するあり、江藤氏不平の士を嘯聚して亂賀を佐に起すあり、此の際内閣は十分に其の根帯を固くせざる可らず、是に於て明治七年には左の如き内閣組織せられて、新たに左大臣さへ置かれ、又參議中、伊知地、黒田等生面の諸公をも見るに至れり

（第七表　明治七年）

公卿	薩摩	長門	肥前	舊幕	尾張
太政大臣　三條實美 右大臣　岩倉具視	左大臣　島津久光 參議兼內務卿　大久保利通 參議兼外務卿　寺島宗則 參議　伊知地正治 仝　黑田淸隆 海軍卿　川村純義	宮內省出仕　木戶孝允 參議兼工部卿　伊藤博文 參議兼陸軍卿　山縣有朋	參議兼大藏卿　大隈重信 參議兼司法卿　大木喬任	參議　勝安房	文部卿　田中不二麿
（二）	（六）	（三）	（六）	（一）	（一）

因に記す、此の年三月板垣氏再び參議に任ぜられしかども、十月に至りて其の職を去れるを以て、表中に記入せず

征韓論以來、土州分子は殆んど全く除かれて、薩州分子頓に多きを致せるを見るべし、是より後れ薩長の兩派彌よ大ふして、其の勢力は以て他の各派を壓するに足りしが如し

從來薩州派に於ては、西鄕、大久保の二公其の聲望相下らざりしと雖も、

征韓論以後は大久保公全く薩州派の棟梁となりて、長州派の首領は木戸公なりしなり、然るに明治十年に至りて木戸公薨じ、翌十一年に至りて大久保公兇徒の毒刃に斃れしかば、內閣の實相は是より一變するに至れり、讀者先づ次の一表を見よ

（第八表 明治十一年）

	官職	氏名	
公卿	太政大臣	三條實美	（二）
	右大臣	岩倉具視	
薩摩	參議	黑田清隆	（六）
	參議兼外務卿	寺島宗則	
	參議兼陸軍卿	西鄉從道	
	參議兼海軍卿	川村純義	
	外務大輔	森有禮	
	大藏大輔	松方正義	
長門	參議兼內務卿	伊藤博文	（三）
	參議	山縣有朋	
	參議兼工部卿	井上馨	
肥前	參議兼大藏卿	大隈重信	（二）
	司法卿	大木喬任	
尾張	文部卿	田中不二麿	（一）

此の表を見ば、薩長兩派の職司上に一變更ありしを知るべし（また以て

薩長人士の才幹をも知るに足る）

次で明治十四年に至りて、また大更迭あり、即ち大隈伯野に下り、肥前派の分子減じて更に土州派の分子顯はれ、薩長の權衡も亦頗ぶる從前と異なるに至れり、第九表は其の證なり

（第九表）

親王	公卿	薩摩	長門	土佐	肥前
左大臣 熾仁親王	太政大臣 三條實美 右大臣 岩倉具視	參議 黑田清隆 參議兼農商務卿 西鄉從道 參議兼大藏卿 松方正義 參議兼陸軍卿 大山巖 參議兼海軍卿 川村純義	參議 伊藤博文 仝 山縣有朋 參議兼外務卿 井上馨 參議兼內務卿 山田顯義	參議兼文部卿 福岡孝弟 參議 佐々木高行	參議兼司法卿 大木喬任
（一）	（二）	（五）	（四）	（二）	（一）

斯の如く變更ありしと雖も、薩長の兩派は尙ほ益〻其の勢力を增大するに至れるは、事實に於て明白なる所なり、然るに明治十六年岩倉公薨ず

るに及び、內閣の面目また一變せんとせり

伊藤伯は故大久保公に亞ぐの政事家なりと稱せられし程にて、其の政府に於ける伎倆は實に他に超絕する所ありしが如し、岩倉公の薨ずる前、伯は制度取調のため歐洲に赴きしが、其の歸朝するに及びて、朝野其の施設を想望し、名聲彌よ高きに加へしかば、明治十八年十二月の官制大改正の時、伯竟に總理大臣の椅子を占むるに至れり、世に此の內閣を稱して伊藤內閣と云ふ、其の組織の要素次表の如し

（第十表）

長門	薩摩	土佐	舊幕
總理大臣　伊藤博文 外務大臣　井上馨 內務大臣　山縣有朋 司法大臣　山田顯義	內閣顧問　黑田清隆 大藏大臣　松方正義 海軍大臣　西鄉從道 陸軍大臣　大山巖 文部大臣　森有禮	農商務大臣　谷干城	遞信大臣　榎本武揚
（四）	（五）	（一）	（一）

茲に最も注意すべきハ、內閣に全く公卿の跡を絕ちしとなり、夫れ三條公の人と爲りは、淸德の君子、純誠の忠臣にして、德望一世に冠たりと雖も、政事家としして評すれば、其の伎倆は岩倉公の下に在るや論なし、岩倉公は豪毅果斷の政事家にしして、明治政府創立に就ては實に其の發頭といもふべき功勞あるが故ふ、公が生存せる間は、薩長二派といへども亦少しく憚る所ありしなり然るふ公既に世を去るの後、墓木未だ拱せざるに、三條公其の位を去りて、內大臣てふ一個の最高ふる閑職に就き、公卿全く跡を收めしは、蓋し必至の勢ひなりといふべし、又伊藤內閣に於てハ、多少土州派、舊幕派の分子を含めりと雖も、此の兩分子の勢力や實に微々たるものにしして、內閣大体の根抵ハ實に薩長兩分子を以て結合さる、況んや谷大臣は間もなく此の內閣を去りしれや、去れば伊藤內閣は、純然たる薩長の藩閥內閣ふりといはざる可らす

第三節　其の批評

第一表より第十表までを通覽するに、始めは藩閥なるものなかりしと雖も、薩長土肥の四藩、武功文勳によりて多く人物を出せしのみならず、英才俊髦も亦多く此の四藩に在りしを以て、政府の實權は漸次此の四藩人士の手に歸し、竟に藩閥を形成するに至りしなり、然れども此の四藩中、薩長人士の氣質最も秀出する所あり、且つ其の勳功も最も大なりしを以て、其の分子漸次蔓延して、肥土の分子の減少せるは、亦勢ひの自然といはんのみ、即ち明治六年より十三四年頃までの內閣は、薩長肥藩閥の內閣といふべく、十四年以後の內閣は、薩長藩閥の內閣と稱すべし（名實共に薩長藩閥の內閣となりしは勿論明治十八年以後なり）

藩閥勢力の有樣を視るに、其の形層々高塔を成せるが如し、凡そ理學上の定則に據れば、支撐點の廣きものは其の物体の成立堅確なして、狹きものは則ち脆弱なり、（故に細き高塔は倒れ易く、廣き平屋は容易に倒れず）今薩長土肥の藩閥体を圖して左に示さん

薩及び　　　　土及び
長　　　　　　肥

更に通俗なる積法によりていはん、層々相積ばその最下層長きものハ、能く安全なりと雖も、狹きものは則ち崩れ易きなり

薩及び　　　　土及び
長　　　　　　肥

故に薩長の勢力大にして、土肥の勢力の弱きは、理ニ於て明白なる所なり、抑も今日の陸海軍といひ、警視といひ、其の主要の部分は大抵薩長兩派の人之を占め、牢として容易に拔く可らざる有樣なるのみならず、地方官以下の小官吏に至るまでも、此の兩派の人物實に多きに居る、是れ豈支撑點の廣きものなるずや、最下層の長きものならずや、然るに土肥の兩派は之に及ばざるを遠し(固とより他よりい多けれども)是れ支撑點狹きもの也、最下層短きもの也、其の勢力に差違あると何ぞ怪むに足

らんや

且つ海陸軍及び警視の如きは、是れ武力を有するものなり。武力は他を制壓する實力なり、薩長兩派已に武力を掌握するときは、其の實力の他に優さるべきは辨を俟たず、然らば則ち薩長兩派の勢力大なるは、單に其の支撐點最下層の廣長(人數の多き)なるに由るのみに非ず、又分子其のものゝ强固(實力ある)なるに由れりといふべし

藩閥は是邪非邪、嗚呼藩閥は勢ひなり、勢ひを變ずるものは亦勢ひなり、故に藩閥の消滅を望まば、自然の大勢を待たざる可らず、世の論者之を察せず、漫りに大言壯語して之を打破すべしといふと雖も、勢ひ可ならざるものあらば抑もまた何の功かあらんや、假令内閣の要素一變して、盡く薩長諸公を除却すとも、其の下層及び最下層を如何せんとするや、吾輩は信ず、彼の最下層に在る藩閥分子を除却するに非ずんば、決して其の最上層の分子を除却し得ざることを、今日の勢ひを案ずるに、藩閥分

子は已に其の最下層より減却しつゝあり(一面よりいへば彼の文官試驗の如きは、藩閥分子增加の途を杜絕するものなり)加ふるに天下輿論の勢力漸く加はりて、主義の爭ひ將さに益〻盛んならんとす、藩閥分子の終に消滅するに至るべきは勢ひ也

世界孰れの國か一びは藩閥なからんや、我が國の如きは曾て三百諸侯の列立せし割合よりいへば、六百年間封建の制度を因習し來れる割合よりいへば、今日藩閥の存するものゝ案外に過少なりといはざる可らず、嗚呼藩閥豈甚だ恠むに足らんや、要は止だ之に由て以て今日國家の急務を定むるに在るのみ

伊藤內閣は其の官制の整備せると同時に、其の施設の立案も亦甚だ美を極めたりしなり、即ち伯の發せし五ヶ條の綱領の如きは、滿天下の擧げて賞賛する所なりしなり、然れども當時軍功を求むるを急にして、且つ薩長藩閥の權衡妙ならざる所ありて、彼の綱領も單に紙上の綱領た

るに止まりて、實際奏功せしものは極めて稀なりき
伊藤伯は圓滑なる才子にして、智謀衆に冠出すと雖も、勇斷果決の資に欠けたる所あり、能く薩長兩派を統御して、意の如く大政を左右するを能はず、隨て天下の輿望に適ふをも少く、特に井上伯の條約改正の失敗さへありて、竟に其の位を去るに至りしが是非もなき
黑田伯は威望固とより伊藤伯に讓らず、其の間繫亦恰かも木戸公の大久保公に於けるが如し故に伊藤伯の總理大臣たるとき、黑田伯は內閣顧問(後ちに農商務大臣となりたれども)の重位を占め、且つ西比利亞地方より歐洲を巡回し來りしかば、其の名聲彌よ高きを加へ、竟に伊藤伯の後を襲ぐに至り、是に於て乎彼の元勳內閣なるもの黑田伯の手より形られたり

第二章　元勳內閣

第一節　其の歷史

元勳內閣も亦一の藩閥內閣なり、但だ薩長兩派の外、土肥の舊元勳をも網羅したるが故に、之を元勳內閣と假稱するのみ

此の元勳內閣なるものは、黑田伯總理大臣たりし時の內閣をいふなり、黑田伯の曾て歐米を環遊し來るや、世人皆望を伯に屬し、伯が歐烟米雨の間に得來りたる滿腹の經綸を見んことを希ひ、伊藤伯も亦總理大臣の椅子を退きて之を黑田伯に推讓せしかば、伯は竟に農商務大臣より轉じて最第一の主位を占むることゝなりぬ、是れ實に一昨年四月のことなりとす、是より先き明治十四年の改革に由て野に下れる大隈伯は入りて外務大臣となりしに、黑田伯は又條約改正の失敗者として一時野に退きたる井上伯をも起して農商務大臣たらしめ、更に政府の正反對に立て藩閥內閣を攻擊せる後藤伯をも引き入れて、與ふるに遞信大臣の

一位を以てせり。是れ去年三月のをありﾞ是に於てか曾て分散せる元勳も復た一堂ふ會し、共に內閣に併列するに至れり、故ふ之を稱して元勳內閣といふなり

元勳內閣に立て國務大臣たるものは

內閣總理大臣	黑田清隆	外務大臣	大隈重信
內務大臣	山縣有朋	大藏大臣	松方正義
陸軍大臣	大山巖	海軍大臣	西鄉從道
司法大臣	山田顯義	農商務大臣	井上馨
遞信大臣	後藤象次郞	文部大臣	榎本武楊
樞密院議長	伊藤博文		

なりとす

第二節　其の要素

元勳內閣は、其の性質全く藩閥內閣なりと雖も、其の從前に異れる所のものは、土肥の二分子新たに加れり、又氷炭相容れざる異主義の諸公あるをなり

薩摩	長州	肥前	土佐	舊幕
黒田伯	伊藤伯	大隈伯	後藤伯	榎本子
西郷伯	井上伯			
大山伯	山縣伯			
松方伯	山田伯			
四	四	一	一	一

故に單に數字の面に於て見るも、薩長藩閥の分子最も多く、殆んど此の兩派の內閣なりといふも不可なきに似たり、然れども凡そ分子には、强分子と弱分子とありて、甲大臣と乙大臣との間には、其の勢力の多寡大小に著るしき相違なくんばあらず、請ふ少しく之を觀察せん

(一) 黒田伯

黒田伯は當今薩摩派の標頭にして、松方、西郷、大山の諸公の如きも、皆伯と進退を共にすべき人にして、其の人品亦共に薩摩人種の特格を備ふ

薩摩人の特格は黒田伯能く之を備へり、其の勇武にして生命を惜まさる、其の剛毅にして外物を忌避せざる、其の自信の念篤くして必らず事を成さんとするの氣象ある、若くば眞摯、義俠、慈愛、果斷なる、皆黒田伯の長所なして、薩摩氣風の精萃なり、然れども天下の大勢を洞觀し、大事を處理するの大材能に至ては、伯決して甲東、南洲の諸公に及ばざるなり、故に伯が皇室に對して忠誠なる、天下に對して仁慈なる、同僚に對して寛大なる、事に當りて果斷なるは、內閣中實に比倫なかるべしと雖も、善く策し善く慮かるをに至ては、伊藤伯若くは大隈伯な及ばざる所あるは勿論、其機敏の才は未だ井上伯に及ばず

(二)　伊藤伯

伊藤伯は長洲派中第一出頭の政治家なして、且つ內閣中最も名聲高きの人なり、伯始より藩閥の事に冷淡なるを以て、且つ其の才警人に過るものあるを以て、大に大久保甲東氏の信用を得たりといふ、伯が大久保

公に代りて内務卿となるや、人多くは曰く「伯の明斷大久保公に及ばず、然れども敏才は優さる所あり」と、又曰く「大事を處するの才は伊藤伯大久保氏に及はず、然れども巧みに小事を理するに至ては、大久保公實に伊藤伯に及ばず」と、是れ適評ならん

伊藤伯の謀慮愼密なるは實に内閣諸公に冠たり、溫和圓滑なるも亦實に内閣諸公に冠たり、又伯はビスマルク氏の說を聞き、スタイン氏の講義を聽きて、啓發する所極めて多かりしといふ、伯が常に政黨を非とし、英國風を排斥し、却て國家主義を重んじ、獨逸風を尙ぶものは、實に茲に根するなるべし、讀者又試みに伯が宮内大臣を兼任せし時を見よ、又樞密院に於ける其の手段と有樣とを見よ、又其の立案せる憲法及び憲法義解を見よ、吾輩が此の評の決して誤らざるを知るべし

然れども伯は能く謀りて能く斷するを能はざるなり、是れビスマルク氏を慕ふて而してビスマルクたるを能はざる所以ならずや、而して是

れ實に伯の短所なり。といはざる可らず

(三) 山縣伯

或る人曰く「我が內閣中眞成の政治家といふべきものは、止だ一の山縣伯あるのみ」と、吾輩は今敢て此の說の當否を問はず、然れども伯が豪毅果斷にして政事家の風あるをは疑ふ可らざるあり、戊辰の役、官軍長岡に破れて將さに遠く奔竄せんとするや、伯は毅然としてこれを止め、忽ちにしてまた全勝を得たり、明治二十年の末、世論沸騰して囂々止まる所を知らざるや、伯は保安條例を發布し、幾多の志士處士を擧げて一網に打盡し、また一聲をも發せざらしめたりき、是れ剛毅山の如く、果斷電の如きものに非ずや

山縣伯はまた德望に於て內閣第一たるべし、黑田伯の如きは、其の私行豪放不羈にして正直なりと雖も、時々常度の外に奔逸することあるを以て、謹愼ある人は之を喜ばざるの風あり、伊藤伯井上伯の如きは、其の私

行寧ろ世に嘲けらるゝ方なり、大隈伯また然り、其の他の諸公も大抵所謂「英雄好色」「大功不顧細瑾」てふ東洋豪傑的の性行あれども、山縣伯のみは活達にして醜行なく、剛毅にして正直なるを以て、上下皆其の德望を賞せざるなし、且つ陸軍部內ぉ對する威望の如きも、多く其の比倫あるをなく、伯に非ずんば以て陸軍部內を統率そるを能はずといふに至り、爲めに內務大臣たりと雖も、常に參謀長監軍長たるを辭するをを得ざりしといふ、抑も伯が內閣中に於て常に勢力あり、竟に伊藤、黑田兩伯の後を承けて主相の地位ぉ立つぉ至りしものは、必らずしも其の元勳故老たるが故のみに非ず、必ずしも其の明敏英邁なるが故のみに非ず、蓋し其の德望の衆に冠絕せるに依らずんばあらず

（四）井上伯

井上伯ハ機敏なる政治家なり、勘定高き人なり、豪邁なる人なり、說者曰く「長州人種の性格ハ武人的智謀なり」と然れども若し細かに之をいふ

ときは、勇敢、機敏、智謀は長州人第一の長所ふして、山縣伯の勇敢なる、井上伯の機敏ふる、伊藤伯の智謀ある、特に其の長ずる所なるべし、然りと雖も利のある所は害の伏する所なり、長所は即ち短所なり、伊上伯の長所ハ機敏なりと雖も、短所も亦茲に在り、其の變通自在ふして常操なしといはるゝの類即ち是れなり、其の勘定高くして、常に私利を罔するとと稱せらるゝの類即ち是れなり、其の豪邁にして或ハ橫着なりと稱せらるゝの類即ち是なり

吾輩は茲に井上伯に就て特にいふべきとあり、自治黨のと是れなり、自治黨とは何ぞや、吾輩未だ其の公然たる看板を看ざる也、未た其の判然たる体軀を見ざる也、然れども天下自治黨と呼ぶ聲多く、自治黨の分子また頗る多し、夫れ此の一種隱密なる黨派は、井上伯を崇拜し、井上伯に依頼するを最も深き黨派にして、其の黨中には、在朝の有力者、在野の財產家、及び學者等少しとせず、吾輩ハ未だ此の、黨の主義の如何なるかを

知らずと雖も、其の井上伯を奉戴して始終天下を爭はんとする有力の黨派たるをは爭ふ可らず、井上伯は今や農商務大臣を辭して一閑地に在りと雖も、其の私に於てハ尙ほ自治黨の首領たり、是れ井上伯の一身の長州諸公と少しく異なる所なりとす、思ふに今日井上伯の內閣に於けるや、其の勢力山縣伯等の上に出づるを能はざるべし、然れども日本の政治世界に於ける勢力如何といはゞ(將來をも含みて)吾輩ハ井上伯を以て隱然たる一敵國ありといふを猶豫せざるなり

(五) 大隈伯

大隈伯は變通圓滑の資ありと稱せらるゝ人にして、薩長の人々と別異の特格を有するは勿論なれども、去とて世上紛々たる輕薄才子の如き人に非ず、流石政黨の首領たる丈けあり、一世の政事家たる丈けありて、其の豪膽なる、其の眞摯なる、實に他輩に超絶する所のものなくんばあらず、然れども伯が最も長ずる所は智謀周密なるに在り、蓋し其の智謀

よりいへば、伯は殆んど伊藤伯に正仲すべくして、而して其の豪膽、眞摯なるをれ、寧ろ優さるも劣るをなしといはざる可らず、且つ伯の經濟に長ぜるをは、既に天下公衆の認知する所たり
大隈伯れ叉改進黨の首領なり、一昨年入閣の前ふ方り、公然改進黨の總理を罷め、改進黨員名簿より其の姓名を除去せしとは雖も、之を以て直ちに伯は全く改進黨の首領に非ずといはゞ、三尺の童子も亦肯ぜざるべし、故ふ伯の入閣せるや、改進黨は相牽ひて之を賛成し、延きて政府に對しても亦攻擊の　先を收めたりき
一方ふ味方を有するものれ、叉一方に敵を有するものなり、大隈伯は既に改進黨員てふ多數の味方を有せり、是れ伯の恃む所なる可しと雖も、叉一方には强意の敵を有するを夥し、是れ伯の弱點なりといれざる可らず、特に伯が大藏卿たりし時より、巨萬の資を造りたるか如きは、天下の嫉妬を招き、公衆の非難を蒙むり、多く敵を作りし所のものなり、之を

聞く、伯の少時書生たるや、他より金錢を借り、之を他書生に貸て其の利子を收め、殆んど一個の銀行の如きを爲して、自他の便利を謀りたりと、伯が經濟に長せるを想ふべし、抑も斯の如き天才を以て政府の要路に立つ、巨萬の資を積み、宏麗の邸宅を作り、廣大の土地を買占めし如き、何ぞ甚だ恠むに足らんや、但だ〳〵利を營みて世上の非議を招くハ、古來政事家の免れざりし所、伯も亦不幸の地位に立てりといはんのみ

(十六) 後藤伯

土佐人の特格は理論に偏そるに在り、後藤伯は其の氣力、其の豪快、其の果斷、共に衆に秀づると雖も、尙ほ理論に偏するの癖なくんばあらず、幕府の末造、天下紛々として人心歸着する所なきに方り、伯ハ正々堂々と將軍慶喜公ホ說き、頻りに太政返上を勸めたり、又大政返上の實擧らず、岩倉、大久保、西鄕の諸公が慶應三年の大改革を行はんとするや、伯は岩倉公を詰るに、曾て朝廷將軍の意を嘉納せるをに反するを以てしたり

き、伯の人品以て想ふべし

伯の雄辨材幹は能く元老院を整理せるを以て見るべし、能く巨萬の負債を造りて、毫も憂色なかりしを以て見るべし、隆冬盛夏、南船北馬、諸國を巡回して藩閥政府攻撃の演說を爲し、天下の志士をして扼腕奮起せしめ、竟ふ大同團結てふ大政黨を組織せるを見ば、伯が人と爲り亦察するに餘りあるべし

伯は井上伯の自治黨に於けるが如く、大隈伯の改進黨に於けるが如く、大同團結派の首領たるものなり、故に伯の入閣するや、率直なる大同派の人々は、或は激昂したる者ありしに非ずと雖も、兎も角も調停する人ありて事穩かなるを得たり、蓋し伯が入閣せるものは、敢て自家の主義を枉げしに非ず、曾て天下萬衆の前に於て唱導せる所を實行せんがため、又野に在て働くよりも、朝に立て働く方、其の主義のために利益ありとして入閣せるなりといふ、而して大同派の人々が伯に囑望せる所

また茲に在り、伯の內閣に於ける關繫察すべきに非ずや

第三節　其の批評

附改進、大同、自治三黨派の性格を論ず

吾輩ハ元勳內閣の重なる要素ハ、實に黑田、伊藤、山縣、井上、大隈、後藤の諸伯なりしを信ず、此の諸伯主となりて組織せる元勳內閣は如何、吾輩は茲に一評を試みんと欲するなり

黑田伯(及び之と同意せる伊藤伯等)が元勳內閣を組織せるものは在野黨の氣焰を薄らげ、政府の反對者を少ふして以て內閣を鞏固ならしめんと欲せしが故ならん、昔はヘンリーペルハム氏、强力なる反對者を網羅して、以て閣運長久を謀れるとあり、之を大囊政略(ブロード、ボツトムド、アドミニストレーション)と稱す、黑田伯の元勳內閣を組織せるや、又大囊政略を行へるなり

大囊政略ハ一年は其の成功を見たるが如し、見よ、大隈伯の入閣以來、改進黨が頓に政府に對する感情を一變せるを見よ、又後藤伯の入閣せし

より、大同派が政府に向て大に攻撃の鋒頭を鈍くせるを見よ、是れ元勳內閣は已に民間黨反對の氣焰を薄らげたるものに非ずや、然れも不幸にも其の一半の目的たる、イナ主たる目的たる內閣鞏固のをれ、大囊政略其の功を奏せずして、全く反對の結果を見るに至りしぞ是非もなき、」概して之を論ずれば、異主義の大臣多きときれ、常ふ相容れざる說の出づるを多きは當然なり、例せは、甲の行かんとする所は乙之を喜ばず、丙のいふ所は丁之に反對するが如し、斯る場合に於ては各大臣相引き相讓るに非ずんば、竟に分裂離散するの外ある可らず、然れども各々自說を相引き相讓るときは、結局何れの說も行はれす、縱令行いるゝも全く行はるゝに非ずして、纔かに其の小半若くば七分一、乃至十分一を行ふに過ぎざるべし、故に其の施政い不活潑に流れ、善ふも惡にも、果斷勇決の政略なく、政權自から萎靡せざるを得ざるなり、何ぞまた內閣の鞏固みるをあらんや

黒田伯及び他の薩洲派の大臣は、皆眞摯にして武斷に富めり、故に大隈伯の智謀能く之を籠罩するに足るべし、然れども大隈伯の智謀は未だ以て伊藤伯を籠罩するに足らざるなり、伊藤伯の智略も亦能く薩洲派の諸公を籠罩するに足らんと雖も、以て大隈伯を籠罩するに足らざるなり、蓋し元勳內閣の弱點は、一流傑出の政事家ありて能く各大臣を籠罩し統率するものなきに在り、若し大手腕を有するの大政事家あらば、各大臣を統御して能く其の一致を保つことを得べし、縱令區々たる異説不同意の者ありとも、能く之を捲倒し統括するに於て何かあらんや、元勳內閣には則ち斯の如き大政事家なし、極言すれば各大臣の力と地位と皆以て伯仲の列にあり、斯の如き內閣は到底分裂を免るゝを能はざる也

元勳內閣にはまた一致す可らざる大臣あり、大隈伯、後藤伯、及び井上伯是れなり、此の三伯は皆各別なる政黨の首領に非ずや、而して其の政黨

は皆氷炭相容れざるの性質ありて、常に激烈なる競爭を爲せるに非ずや、吾輩請ふ少しく政黨の性質に就ていはん
改進黨ハ文弱なり、人多く改進黨に智謀ありといふ、然れども其の智謀とハ如何なる智謀ぞや、彼等が大隈伯の政策を賛助するが爲め、條約改正案を辨護するを其の度を超へ、竟に彼の國家問題を擧げて黨派問題と爲し、却て天下の人心を激したるは、是れ果して智謀といふべき乎、改進黨員等常ホ曰く「我が黨ハ穩和實着なり」と、然れども彼等が新富座の三日演說ホ於て、有られもなき惡口を以て反對者と罵詈し、壯士の暴行を促したるハ、是れ果して穩和着實といふべき乎、然れども他の黨派と比較的に之をいへば、改進黨は固とより智謀あるに相違ふからん、又穩和着實なるに相違ふからん、但だ吾輩はいはん「改進黨の智謀ハ小才子的智謀なり、改進黨の穩和着實は文弱的穩和着實なり」と
大同派ハ殊勝にも男らしき所ありと雖も、少壯血氣の士多く、動もすれ

ば輕躁急激に流れ、眞勇能く怒るの概なし、蓋し大同派の長所は、元氣旺盛にして且つ其の黨員の多數なるに在り、其の黨員の長所は、國家のために身命を惜まず、財產を惜まず、公義の心强きに在り、然れとも其の弱點は感情に任せて利害を審かにせず、勇を恃んで輕擧するに在り

自治黨に至ては吾輩能く之を評するを能はず何となれば彼等は未だ前二黨の如く著明なる運動を爲して其働を示さゞればなり、然れども吾輩は信ず、此の黨員には財產に富めるもの多く、農工商の如き實業家多きを、去れば此の黨の長所としては、機敏にして能く變するの伎倆あるべしと雖も、其の短所も亦玆に在るを疑はざるなり、古人曰く「怒るものは知るべし、笑ふものは測る可らず」と、吾輩は既に改進黨を知り、又大同派を知る、然れとも自治黨を測るを能はず、嗚呼自治黨は鮭となる乎、蛙となる乎、獅子となる乎、猫となる乎

各黨の性行既に斯の如くなれば、其の反目の情强きをは辨を待たず、然

れども一括して之を論ずれば、彼等が氷炭相容れざるは啻々前記せるが如き故のみに非ざるあり

第一各黨派は總て狹量なり、彼等の中にハ未た大政事家と稱すべきものあるを見ず、去れば其の狹量なるを實ふ憫笑に堪へさるものあり、例せば一演說會の記事に於ても甲新聞ハ傍聽者三千八とし、乙新聞は一千八とし、各々其の黨派に偏して正確なる事實を報せず、又各黨派が某地方にのみ偏して休戚を爲すを深く、眞ふ天下を混同して大に黨勢を張るの勇氣壯圖なきが如き、區々たる壯士の暴行を恐れて、又區々たる辨論を恐れて見るに忍びざる醜態と暴露するか如き是れなり、蓋し彼等の卑屈偏見なる、殆んど江戸ッ兒の喧嘩にも劣るものあり、斯の如き狹量のもの何ぞ能く廣く他衆を容るゝに足らんや、是れ各黨派が小異を立てゝ以て相忌み相排するを深き所以の一なり

第二組織の徑行異なる事、夫れ其の天下に唱ふる主義よりいへば、改進

黨と大同派と果して何程の差違ある乎、大抵は皆大同小異なるに非ずや、然れども其の組織の徑行、發達の歴史異なるが故に、容易に一致するを能はざるのみ、蓋し彼等の中には特別の保護ふ由り、若くは英雄崇拜に由り、或は從來の友誼に由て、相團結したるもの多くして、眞に主義に由て團結したるもの少かるべし、抑も政黨なるものは、政治問題に由て起るべきものにして、政治問題は紙上の理論に非ずして實際の事務なり、故に今日日本に於て町村會、若くは府縣會に於て種々の黨派(是れ固とより眞成に政黨と稱す可らざるもあるは當然、なれども、未だ一國の大政に關して眞成政黨のあるべき筈なし、何となれば我が國には未だ國會の開設なく、即ち輿論によりて政治を行ふをなきが故に、實際の政治問題に就て直ちに其の黨派を分つべき筈なければなり、其の然らずして今日既に政黨なるものあるは、特別保護、英雄崇拜、友誼交情等によりて其の從ふ所を異にし、天下將さふ政黨を要せんとする勢に乘じて、

巧みに多衆を籠絡するが故ならずんばあらず、故に他に對する感情も亦嫉妬、憎惡、猜忌の感情ならざるを得ざるなり

第三好尙に異同ある事。意氣相投するものハ相結ぶを深くして、相反するものは相親むをなし、吾輩改進黨中の重立たる人を見るに、彼等は不思議にも多く西洋風を好尙するが如し、彼等は萬口一齊に曰く「內地雜居可なり」と、是れ多く世の反對を招く所ならずや、彼の黨中最も錚々の聞へある人々は、其の宗敎多く西洋的なり、例せば矢野文雄氏のユニテリアン敎を好むが如き、島田三郎氏の熱心なる耶蘇敎信者なるが如き是なり、去年大隈伯が兇徒の厄に罹るや、耶蘇敎主義なる明治女學校の生徒は、其の總代をして鄭重に伯を見舞ハしめたりといへり、斯の如きは是れ改進黨員(一部分の人)の一私行に止まると雖も、之と宗旨の異なる輩は、果して如何なる感情を抱くべき乎、察するに餘りあるをならずや、(近時宗敎の勢力漸く加ハり、世間宗敎家の運動將さに活潑をらんと

するに及び、各黨派中密かに其の歡心を收めんと欲せるとありしハ疑ふ可らず)此の他改進黨が色男らしきをを好み、自治黨が有福然たる面貌を誇り、大同派が活潑なるを喜ふか如きは、是れ亦好尙の異なる所にして、總て其の相分合する一個の原因ならずんばあらず
各黨派の性質斯の如くなれば、其の爭ひや實に激烈ならざるを得ず、況んや國會の開設の月日既に迫り、各黨派が勢力を張らざる可らざるの時期彌よ切迫したるをや、去れハ各黨派は野に在て互ひに相反目し、相排斥して至らざる所なかりし也
大隈伯は全く改進黨と相離れしに非ず、後藤伯も亦大同團結と緣故を絕ちしに非ず、各々朝に立て少しにても其の黨論を行はんと希望し、井上伯も亦自治黨の擴張を怠らず、夫れ此の三伯は止だ各黨派の首領たるを以てしても、尙ほ一致親和するを能はざるハ論なき也、何ぞ況んや其の黨の爭ひ激烈にして、三伯も亦各々其の黨のために盡さんとする

あや、又况んや三伯の人品性行は、到底一致す可らざるものあるあや故ゐ唯だ大隈、後藤、井上の三伯內閣中に交はるも、尙ほ分裂せざるを得ず、况んや大隈伯の智謀は伊藤伯を籠罩するに足らざるあや、又况んや各大臣皆伯仲の間ゐ伍して、未だ一人も特に傑出したる伎倆聲望ゐきあや、幸に其の分烈せざるも亦一時のをのみ

遠慮なく之をいへば、黑田伯の元勳內閣の如きもの、無事に月日を經過し、成るべく事なからんとを欲し、假令事を成すも、僅かに官吏の小陶汰を行ひ、經費の小節減を行ふが如き、若くば繁文縟禮を去るが如き、總て一般の人心を慰すべき內政上の改良を爲すに止まらば闇運長へに持續するを得へしと雖も、若し是非の說大に分れ、利害の見甚た異なる事を行はんとすれば、勢ひ內より分裂せざるを得ざる也

然るに此の內閣は大隈伯の發意を以て、而して黑田伯の同意を以て、條約改正てふ大事業を成さんとせり、夫れ此の事は天下休戚の關する所、

國權榮辱の繫る所、是非の說、利害の見、大に異なるものあるべき大問題に非ずや、即ち元勳內閣には最も禁物たるべき事業に非ずや、然るに黑田伯は斷して之を行ハんとす、是れ不當なる事を成さんとせるものなり、何ぞ自から困踣せざるを得んや

第三章　條約改正問題

第一節　井上伯の條約案

日本近來の政變を見るに、其の源大抵外交上の交渉に關するが如し、明治七年ふ内閣分裂して薩長土の有力なる政事家野に下り、竟に萩、佐賀の亂となり、西南の亂となれるものは、是れ征韓論に根せるに非ずや、一昨年天下囂々として竟に保安條例まで發布さるゝに至りしも、是れ亦條約改正に關して然るなり、近日の政變の如きも、其の由て來る所の源流は、元勳内閣の不折合なりしふ在りと雖も、其の的面の現因となりしものは――語を換へていへば、此の政變を爆發せしめたる其の口火は、實ふ大隈伯の條約改正問題に在りといはざるを得ず

條約改正のとれ、明治政府が創立の當初より既ふ希望し計畫せる所にして、明治四年岩倉公大使となり、大久保、木戸の二公副使となりて歐米を巡回せるも實は之が用を兼ねたりし也、蓋し現行條約ハ德川幕府の

締結せるものにして、其の期限は疾くに經過し去れるのみならず、現行條約は關稅權我に歸せず、又治外法權なる者存して、我が國權を損じ、國益を害するを極めて大なるを以て、我が政府は實に銳意して一日も速かに之を改正せんことを謀りしなり、即ち副島伯及び寺島伯が外務卿たりし時の如きも、頗ぶる茲に苦心計營せる所ありしなり、然れども諸外國の我れに對するや、遇するに未開國を以てし、日本の法律制度は未だ以て歐米文明國人を支配するに足らざるものと爲し、容易に我が請求に從はず、荏苒として年月を消過せしが、井上伯の外務大臣となるや、公然條約改正會議なるものを開き、諸外國公使と會して以て其の改正を議するに至れり

井上伯が計營せる改正會議は、既に其の七八分を了して將さに全く成功せんとするに至り、其の改正條項不非點ありとて、輿論一時不沸騰するに至れり、蓋し井上伯の改正案は、我が大審院に外人法官を用ひ、外人

をして日本帝國の司法權内に立入らしめ、其の他外人の干渉を蒙むるを尠からずして、國權を毀傷し、國益を侵害さるゝを極めて大なるものなりしかば、我が司法省御傭なるボアッソナード氏(佛人)の如きは、第一に之に反對し、次ぎて谷將軍(當時農商務大臣)は滿腔の熱血を注瀉して之を非難し、竟に袂を振つて内閣を去れる程なりしを以て、恰かも一陣の金風吹き亘りて、颯々木を折り、家を倒すの大風來るが如く、天下の人心一時ふ激昂し、世論大に沸騰し、西より東より、幾千百通の建白書は、日々刻々元老院に飛來し、或は大臣の辭職勸告となり、或は示威運動會となり、紛々擾々として殆んど其の底止する所を知らず、輿論の反對已に斯の如くなりしかば我が政府は竟に此の改正を中止し、井上伯も亦冠を掛けて其の位を去らざるを得ざるに至れり、是れ實ふ一昨々年のことなりとす

井上伯(寧ろ我が政府)は主として外飾的主義を以て條約を改正せんと

せり、井上伯は又歡宴的方便を以て條約と改正せんとせり、井上伯ハ又媚柔的應接を以て條約を改正せんとせり、然れども此等の主義方法は決して條約改正を成すに適當せるものに非ず、宜べなり其の成功せざりしと

條約改正は至難のとなり、然れども全く爲し能ハざる事には非ざるなり、吾輩の信する所によれば、條約改正の容易に成らさるものは、日本が常に諸外國の輕侮を受け、第二等國以下に位すと認めらるゝが故なり、故に日本の地位を高め、威望を重くするに非ずんば、到底現行條約を改正して、更に對等の條約を訂結するを能はざるなり

然らハ則ち日本の制度、富力、社交の情態、總て西洋的に化成するに非ずんば、條約改正のとは竟に成る可らざる乎、嗚呼我が日本ハ日本なり、其の獨立帝國たる限りは、何ぞ西洋的に化成するをもちんや、抑も日本が諸外國の輕侮を招くものは、其の制度富力、歐米と異なるが故に非ざる

なり、認めて以て第二等國以下とさるゝものは、其の社交の情態西洋風ならざるが故に非ざるなり、眞し又西洋的に化成せざるが故に、常に諸外國の輕侮を招き、第二等國以下に置かるゝとするも、尙ほ西洋的に化成せずして彼が輕侮を免れ、第二等國以上に登るの道あるなり、日本が西洋的に化成するをは、是れ獨立を失ふものゝみ、何ぞ以て輕侮を免れ、第二等國以上に登る道なりとす可けんや

切に之をいへば、我が國の地位實力は決して歐米諸國の輕侮を受くべきものに非ざるなり、然るに常に其の輕侮を蒙むり、二等國以下に位するものは、畢竟我が上下の切々局々として大長策、大英斷なく、又活眼達識、眞に千古の英雄政事家なきが故ならずんばあらず

亞細亞は是れ俎上一片の臠肉なり、印度、緬甸は既に英國に呑まれ、安南は既に佛國に摑まれ、滿州、西比利亞は既に露國に攫れたりと雖も、彼等が貪饕は尙ほ飽くをなく、英獅は其の牙を嚙み、露鷲は其の爪を磨し、

曼蛇佛豹、亦皆眼を注ぎて一躍來り呑まんとす、而して其の最先に手を下すものは露國なるべく、之と爭ふものは英國なるべし、即ち英露の兩國は東洋の方面に於て先つ相爭ふ所のものなり、又露の最も覬ひを附くる所は、朝鮮と支那の北部とにして、英領印度方面之に次ぐ、凡そ兩國相爭ふきとハ、共に他の援助を借らんと欲するの情あるは普通のとなり、況んや露と英とは、其の國力相匹敵するものなるが故に、甲三分の援助あれば、乙三分の損あり、乙五分の援助あれば、甲五分の損あるおや、即ち英露の兩國が東洋方面の爭ひに於て、共に援助を要するの切なるは最も見易き所とす

彼が援助を要すると切なるに乘じて、之に力を藉す所のものは、大に彼が歡心、崇敬、依賴を受くべきや勿論なり、支那が曾て屢〻挫衄失敗して、大に諸外國、特に英國の輕侮を受けたりしにも拘はらす、今や英國の歡心、崇敬、依賴を受くると深くして、列國交際上少からぬ便宜を得たるもの

ハ、即ち之がためならずや、且つ支那の制度、法律、社交等は、歐米と大に逕庭あるものなり、然るに近時諸外國の輕侮を蒙むるをなく、米國の支那人放逐の件といひ、其の他英佛等に對しても、外交上常に引けを取らず、勇往果斷、往々世界の耳目を驚かすものあるは、是れ英國と同盟して、英國の歡心、崇敬、依賴を受くると深きが故ならずんばあらず

然りと雖も彼に援助を與ふるものハ、彼れに取て利益ある程の實力者ならざる可らず、若し支那にして赤道以南に局在し、國小に兵少く、外に軍を出すに足らざる程の國ならんには、假令英國を援助すといふとも、英國ハ毫も之を喜ばざるべし、何ぞ之を歡喜し、崇敬し依賴するに至らんや、但だ其れ然らず、支那の位地實力は、英國を援助して英國に大利便を與ふるに餘りあるが故に、英國の之を遇するを今日の如くなるのみ、而して諸外國も亦之を輕侮せざるのみ

今我が國が英露の兩國に對する地位實力は果して如何、支那の英に於

けるが如くならざる乎
假りに日本を以て露國に援助を與へて、英支に敵するものなりとせよ、露の海軍は直ちに日本の港灣を以て、其の海軍港と爲し、軍器、糧食、石炭を得るに至大の便を得べく、又艦隊の進退にも、戰線の伸縮にも、進攻退守の戰略にも、共に巨大の便益を享くべく、其の陸軍と雖も、亦必らず大便利を得べくして、其の趣殆んど露の本國を擧げて之を東洋方面、形勢至便の地位に置くに同じかるべし、即ち露は一擧して朝鮮を併呑し、一轉して支那を蹂躪し、近く香港を衝き、遠く英國の金庫たる印度をも侵撃するを得べし、是れ豈露國の最も望む所にして、而して英支の最も恐るゝ所にあらずや
又假りに日本を以て英支同盟に與みするものなりとせよ、英の海軍は、また日本に據守して露のウラジヲストックを封鎖し、又露國艦隊の南下を扼して、彼れをして一歩氷海の外に超脱するを能はざらしむるを

得べし、支那の利便も亦斯の如し、是れ豈英支の最も望む所にして、而して露國の最も恐るゝ所ならずや

更に日本を以て單に支那及び朝鮮と同盟するものなりと假定せよ、此の三國力を合せ、兵と併せ、深く相結托して以て外敵に當らば、コサック兵强しと雖も、未だ健馬をして蹄を黒龍江に入れしめざるべし、鷲旗向ふ所前なしと雖も、未た鉄戟としてアルタイ山以南に輝かしめざるべし、英國如何に勇なりとも、佛國如何に猛なりとも、皆天山葱嶺を越るを能はず、支那海を渉り、黄海に入るを能はざるべし、且つ斯の如くにして三國共に英、若くは露の求めに應せず、强く反目の情を抱かば、英露は勢ひ之を恐れ憚からざるを得ざらん

日本の陸軍寡しと雖も、尚ほ三萬の貔貅を出して外を攻るの餘力あり、朝鮮の如きは一唾手して之を擧るに餘りあり、又死を決して支那を衝かば、其の勝敗未た遽かに判すべからず、且つ海軍の如きは、艦數假令少

しとも、東來の英軍若くば佛兵に敵するには餘りあり(東來の彼が海軍兵は三萬を出づるを能ばざる可ければなり)勿論之を支那の海軍に比すれば、艦數の多寡ハ固より同日の談に非すと雖も、我が兵の精練にして操縱に練熟せる、支那に對して必ずしも敗を取るものに非ず一言以て之を蔽へば、我が國の實力は必ずしも緬甸の如く、埃及の如く、朝鮮暹羅の如く微弱なるものに非ず、又其の形勢をいへば、諸强國の間に介立して十分に一方の援助となるべき地位に立ちて、英露勝敗の權を掌中に握るが如きものなり、斯の如き好地位を有しながら、常に諸外國の輕侮を蒙むるものは、是れ豈有爲の大政治家なく、合縱橫衡の權略に富み、進退操縱の大手腕を有する俊傑なきが故ならずや

吾輩は必ずしも我が國をして馬鹿正直に露國と相結托せしむべしといはず、又露國は始終與親國と爲すべき國なりといはず、又露國は秦の如く、狡猾悍烈のものならずといはず、又必ずしも英支の同盟に加はる

べしといはず、又必ずしも日支韓の三國同盟を締すべしといはず、然れども今斷然大英斷を行ひ、大卓見を以て、大膽略を以て、彼の滔々たる列國交渉の中に投じ、或は甲と和し、或は乙と結び、或は丙丁に協和し、繰縱自在、變通出沒、能く合縱連衡の機を制して、歐米諸國が東洋に對する政略を亂し、以て其の勝敗の機を掌握し、更に進んでは歐州の外交世界にも突入して、其の治亂の發動を煽幇し、其の權力平均（バランスオブパワー）をも攪擾するの大手腕を揮ふを以て、諸外國の輕侮を免れ、第二等國以上に登るの倔强手段たるとを信ず、若しゴルチヤコフ、ヂスレリイ、ビスマルクの如き大偉人我が國にあらば、信長、秀吉、家康の如き俊傑今日に在らば、斯の如くせんを決して難からずと思ふ、イナ極めて易々たりと思ふ
然るに日本は未た曾て外交の世界に入らず、常に畏縮退守のみを事とし、自から稱して以て局外中立を守ると爲し、以て外國との交渉を薄くすと爲せり、嗚呼是れ謬れるの甚しきものに非ずや、龍鬣獅脚の健馬と

雖も、槽櫪の間にのみ晏臥せば、何ぞ庸馬老駑と擇ぶ所あらんや、蓋し日本は退嬰して價直ある國に非ずして。合縱連衡の間に投じて始めて重きを加ふるの國なり

之を切言すれば、條約改正は第二のをなり、我が國をして諸外國に對して重きを加へしむるは第一のをなり、先づ第一の擧に出ですして第二を求む、是れ木に緣て魚を求むるに等し、若し第一のを成らば、即ち諸外國の輕侮を免かるべく、既に第二等國以上に登るに至らば、第二のをれ求めずして自から成らんのみ、之を是れ爲さずして徒らに外飾、歡宴、媚柔を以て條約を改正せんとす、其の成らざるや論なきのみ

故に吾輩は井上伯の條約改正成らざりしを怪まざる也、而して大隈伯の試みたる條約案も斯の如きのみ

第二節　大隈伯の條約案

大隈伯が明治十四年以來、久方振にて內閣に入り、井上伯の後を承けて

外務大臣となるや、先づ第一着に條約改正の事業を成さんとしたり、夫れ井上伯の條約は期限なしに中止されしものなるが故に、世人は大抵以爲らく、今數ヶ年の間は、其の儘に爲し置かるべしと、然るに大隈伯は直ちに之を改正し、前大臣の失敗を雪かんとせり、其の有爲の志氣實に賞すべきなり

思ふに伯が速かに條約改正を成さんと欲せるものは、之を今日に於てせざる可らずと信じたるが故ならん、或は又自家に非ずんば容易く此の至難の事業を成すものなしと信じ、難に先んずるの義心を以て然かせしならん、是れ豈賞すべきものならずや

吾輩大隈伯の爲す所を見るに、實に其の宜きに適へるもの多し、前大臣は曾て媚柔的、歡宴的、外飾的の手段を把れりといへとも、伯は强硬的手段を用ひたり、例せば從來外國人が隱密に制限を超へて、日本內地に居住旅行せるものを嚴制し、頗ぶる外國人をして恐懼せしめたるが如き

を是れるり前大臣は又各國聯合談判を用ひたりと雖も、大隈伯は國別談判を用ひたり、夫れ諸外國一致して同一の談判を爲し、同時に同一の條約を結ばんとすれば、英の利害必らずしも伊と一致せず、露の利害必らずしも米と一致せずして、其の間自から纒まり兼ぬるが如きをあるのみならず、斯の如き手段と用ふるときれ、甲若くは乙の國は假令日本の申出を承諾するの心ありとも、他の國に於て異議あるがためみ、自由み條約を締結し得ざるの不便あり、是れ豈各國聯合談判の案外に奏功なかりし所以ならずや、然るに大隈伯は斷じて斯の如き方法を取らず、一國毎み談判を開き、一國毎に自由に條約を締結せんとせり、是れ極めて適宜の處置なりといはざる可らず

大隈伯が既に英、曼、露と調印せる所の條約案は、前大臣の條約案に比すれば優さるを數等なりと雖も、未だ以て對等條約と稱すべきものに非ず、彼のヂプロマチックノートに記せる、條約締結後向ふ十二年間は、外

國法官を我が高等裁判所に傭ひ置く事、及び向ふ五年間は治外法權を存し置く事、及び外國人に內地雜居を許して、土地所有權(而かも無制限にて)を與ふる事の如きは、我が國權の榮辱、國家の利害に關するを極めて大なるが故に、忽ち世論を沸騰せしむるに至れり

大隈伯は既に米曼露の三國とは談判を終へ、調印まで濟ましたれども、英國と談判を爲すときに至り、內外頗ぶる困難なる地位に立つことなりぬ、蓋し英國の强梁にして且つ執拗なる、容易に大隈伯の申出を承諾せざるのみならず、彼の外人法官の一條の如きは、憲法に抵觸するの議あるがために、中ろ改めて歸化外國人と爲し、後更に御傭外國人と爲さんとするに至りたれば、英國公使は、大隈伯の意思茲に至て既に三變せりと爲し、益々執拗なるに至れりといふ、談判の對手たるもの已に斯の如くなるに、內を顧みれば朝野に異論多く、天下囂々として殆んど一昨年に讓らず、是に於て乎大隈伯の條約改正案も亦殆んど井上伯の條約

案と同一の運命に陷らんとせるなり

第三節　朝野議論の分裂

條約改正は果して國會開設前に成さゞる可らざるものなる乎、吾輩今之を判そるの要なし、然れども大隈伯は此の事を成すに不便なる地位に立ちしものなりといはさる可らず、何となれば大隈伯は多くの味方を有すると同時に、又多くの强意なる敵をも有すればなり

當時大隈伯と善からさるものは曰く「大隈伯が條約改正を成さんとするは、是れ改進黨の黨略あり、若し幸ひあして條約改正首尾能く成らば、大隈伯の名聲頓に廣大なるあ至るべし、即ち伯が政府部內あ於ける勢力い頓に增大すべし、大隈伯の名聲高きい、改進黨の大名譽あり、伯の勢力增大するは、取も直さず改進黨の勢力の增大せるなり、改進黨は是に依て以て益々天下の民望を收攬し、來年の國會に於て全勝を占むるの心算ならん」と、夫れ今年の國會には、何れの黨派か果して全勝を奏すべ

き乎、改進黨如何に大なりとも、今日の有樣を見れば、未た十二分に全勝を占むるの見込立つ可らず、豈啻だ改進黨のみならんや、各黨派皆當ホ然るべきなり、故に各黨が其の勢力を擴張するがためには、凡そ策として用ひざるはなからん、然りと雖も條約改正の如きは是れ國家の榮辱、休戚の繫る所、決して區々たる政黨々派の問題とすべきものに非ず、又自家の功名のためにに之を成すべきものホ非ず、須からく滿腔の血熱を傾瀉し、我が天皇のため、我が三千九百萬同胞のため、我が獨立帝國のため、誠心實意、身命を抛ても之を成さゞる可らす、大隈伯豈此等の理に暗き人ならんや、即ち何に由てか條約改正を犧牲として、以て自家の功名を謀らんとするが如き不義不道を爲さんや、故に條約改正は是れ改進黨の黨略なりといふは、直ちに大隈伯を誣ふるものなり、直ちに改進黨と誣ふるものゐり

然れども大隈伯は改進黨の首領なり、其の内閣ホ立て外務大臣たるも、

尙は依然たる改進黨の首領なり、故に伯の條約改正は是れ改進黨の黨略なりといふ邪推說の出つるも、亦已むを得ざる次第なりといはざる可らず、吾輩故に曰く「大隈伯ハ條約改正を成すに不便なる地位に立てり」と、嗚呼是れ伯の第一不幸なる哉

且つ改進黨が條約改正に對する處置の如きハ、頗る反對家の邪推說を幇成し、大に天下の人心を激昂せしめたるものなり、改進黨が大隈伯の條約改正案を賛するは良し、然れども過ぎたるは猶ほ及ばざるが如し、改進黨の賛成は過大の賛成にして、其の趣恰かも好言强辭して以て大隈伯を辨護するの外また餘念なきもの〻如し、即ち條約改正を爲すをを以て、改進黨自黨の施設の如くし、過賞の極、其の非點を飾り、弱點を蔽ひ、牽强附會殆んど至らさる所なきに至れり、平生改進黨を喜ばざるもの之を見て何ぞ快々たらざらんや、況んや改進黨と氷炭相容れさるものおや、又況んや平生改進黨を憎むを姦人邪黨の如くなるものおや、夫

れ此の條約案は、始め秘密の間ゐ置かれしゐり、日本人が始めて之を感觸せしハ、實にロンドンタイムスに掲げたる東京通信ゐ接せし時なり、之を見るものハ當時少しく條約案に向て疑を介めるに過ぎず、未だ甚しきには至らざりしなり、然るに改進黨の諸新聞紙は早くも之を賛稱辨護して、殆んど其の度に超へたるより、玆に始めて反對の新聞紙出で、天下の人心漸く激昂し、次で改進黨辨護演說を開き、條約改正は殆んど、自黨の事業の如く之を過稱過賛して、而して反對者に加ふるに言ふに忍びざる罵詈嘲弄を以てし、事實を誣ひ、虛報を傳へ(斯の如きは反對者中にも多かりしかど)たりしかば、天下心あるの士ハ、私かに以て翟壁し又反對者は彌よ反對の氣焰を高め、大同派、保守派及び舊自由黨其の他改進黨外の士ハ、大抵熱心强意に之に反對するに至り、甚たしきは則ち改進黨を憎惡するの極、必らず其の肉を啖はんとするものさへゐるに至れり

大同團結派其の他五團體の非條約同盟の如きは、最も强大なる反對的結合體なり、此の他全國到る處、非條約の說盛にして、西南及び東北實に其の最たり、而して條約改正を可とするものは、總て改進黨一味のものゝみにして(他にありとも少々なり)其の熱心また盛なりしといへども、其の勢力の大小、到底非條約論者に及ぶべくもあらざりき

民間に於て議論の分裂せしを斯の如くなるに、政府部內に於ても亦是非の異を立てたるもの多し、蓋し谷、鳥尾の如き軍人中の大頭家は、最も熱心なる反對家にして、伊藤伯を首め、樞密院及び元老院等の諸貴人は、過半以上皆反對說を取れりといへり、故に是非兩樣の說孰れか大なりといはゞ政府部內に於ても、亦反對說多數を占めたりといふべし

反對論者の說を聞くに、其のいふ所の理由大抵同しからずと雖も、其の要は外人法官の一條は、憲法の明文に抵觸する事(是れ伊藤伯及び井上毅氏等の最も熱心に主張する所なり、)內地雜居を非とする事、外人法官

は正さに外國をして日本の內政に干涉せしむるものなる事等なり、而して贊成家の唱ふる所は、今日大隈伯の成したるが如き條約案より以上の條約を締結するを能はず、且つ此の條約を締結するは、寧ろ今日の如く治外法權のために屈辱を受くるに優されりといふに在り

反對者の起るや、實に一意日本のためにせるものならん、然れども改進黨員が過度の贊稱、過度の辨讓は、反對の氣焔を高むるに於て、且つ條約改正の問題を把て、直ちに黨派問題の如くせしめたるに於て、與つて力あるものなりといはざる可らず、嗚呼斯の如きは豈大隈伯の希望せる所ならんや、實に改進黨員の過れるなり、是れ伯の第二不幸なる哉

伯の第三不幸は實に十月十八日の凶變に在り、吾輩は之を條約改正に於ける大隈伯の三不幸といふ、而して伯の條約改正も、伯と共に不幸なる運命に沈みしず是非もなき

第四節　山縣伯の歸朝、伊藤伯の辭表

大隈伯の提出せる條約改正案に就ては、朝野の議論分裂して、甚だしく沸騰せしかば黑田伯は假令毅然として不動明王の如くありしにもせよ、到底何れにか決定して之を斷行(中止若くば實行)するを能はざりしが如し、是れ蓋し內閣員中分裂して、是非の議一定する所なかりしが故なり

此の時に方り、黑田伯は紛々たる異議を排して其の信する所(改正案の實行)を斷行するを能はず、伊藤伯の如きも亦黑田伯に反對して斷然大隈伯の改正案を中止するの勇氣なかりしならん、蓋し中止といふも、實行といふも、實際に當れば共に甚だしき難事ならざるを得ず、故に內閣一致共力し、國民も亦一致共力して之に當らざる可らず、然るに朝野の議論、中止實行の二派に分れ、啻だに國民間に一致を欠きしのみならず、元勳內閣の內部に於ても、亦大なる分裂を來すに至りたれば、假令非常卓異の大政事家ありと雖とも、巧みに此の際に處せんとは難かるべし、

黒田伯、伊藤伯の計畫き力窮せるも亦宜なりといはんのみ一方には薩州派の棟梁(黒田伯)實行説を取り、一方には長州派の首領(伊藤伯)中止説を主張し、孰れも他を排して自説を斷行し能はさるを斯の如きときに當り、兼て徳望高く、果斷勇偉の譽れある山縣伯の歐米より歸朝すべき期に迫りしかば、兩派ともに伯の歸朝を待ち、伯の意向を問ふて事を決せんと欲するものゝ如くなりき、特に伊藤伯の如き最も然りしが如しといふ、蓋し山縣伯は伊藤伯、黒田伯に繼ぎて總理の椅子を占むる程の名望家なれば、兩派論者の囑望斯の如くなりしも亦尤もなる次第といはざる可らず

既にして山縣伯歸れり、民間兩派の論者は各々伯をして其の味方たらしめんと欲し、伯の歡心を買はんがためか、競ふて伯を尊重し、甚だしきに至りては、醜卑厭ふべき文章をさへ掲げて、益々山縣伯の聲望を高め、伯に附するに相場外の直段を以てせるが如き觀ありしは、伯といへど

も亦冷々然として失笑せし所なるべし、夫れ伯は世の尊重を受け、兩派論者の圍繞中に在るを斯の如しと雖も、沈着重きを持して容易に口を開かず、益々世の囑望を受くるを大ゐるゐ至りしが、一面には露國政府が新條約案を批準するの日迫れりといひ、之が是非を定めて中止實行を決するの必要轉た逼迫し來りしかば、彼の大同團結派の首領にして國務大臣の一椅子を占むる後藤伯は、親しく天皇陛下の臨御を仰ぎ奉りて、內閣員皆十分に審議を盡さんと欲し、乃ち十月八日を以て御前會議と開くをを定めたるも、黑田伯の欠席せるがために、同十一日に延すをとはなれり、世人皆以爲らく、此の御前會議に於てこそ、彼の大問題は一決すべきなれと、各々頷を延きて之を待てり

然るに十一日の會議に於ては、恰かも晴天に霹靂(尤も小なから)の一轟せるが如く、上下官民の豫想外なる事ぞ起りたれ、彼の官房に於て黑田伯と後藤伯と水入らずの激論をなせるが如きは、是れ一條の通俗談柄

たるに過ぎずして、事に無關係のものなれ共、彼の伊藤伯が樞密院議長の現職を去らんとする辭表を捧げしは、實に上下を驚殺したるもの也、去れば此の日は此の激論と、此の案外なる辭表とによりて、一座白け亘りしか、格別の議論もなくて各大臣皆其の儘に引取りたりといふ抑も伊藤伯は何故ゐ辭職せしか、伯はいはく「近來病を得て劇職に堪へず」と、是れ止だ一片のお世辭的申譯ならんのみ、伯老來病なきに非ずと雖も、未た職に堪へざるの病ありとれ何人も之を認めざりき、或る人はいふ「功成りて身退くれ盛德の君子也、伯が一生の志業たる憲法は、芽出度制定發布せられて、伯の功名は既ゐ成れり、故に歸りて閑雲野鶴に伴れんと欲するのみ」と、若し然らば伯れ何が故に憲法發布終るの當日冠を掛けずして、却て國步艱難(吾輩は敢て國步艱難といふ)の時に去らんとせるや、是れ寧ろ國事に不親切なるなからんや、然らは則ち伯が辭表を捧呈せし眞意は如何吾輩れ之を其の處置巧妙にして、流石は當世第

一流の政治家丈けありといへば足る、世人請ふ深く之を論究すると勿れ、但だ直ちに伯が辭表の結果如何と見よ

伊藤伯辭表を捧呈するや、其の日飄然として直ちに小田原の別邸に歸れり、大隈伯い自から行きて之を止め、次ぎて黑田伯も亦往きて之を留め、特に天皇陛下は勅使とさへ下し玉へりと雖も、伯は固く執て動かす、是に於て條約改正案は一日も速かに之を決定して、以て內閣員の方向を定めさる可らざるに至れり、去れい伊藤伯が一片の乞骸骨表は、遲疑逡巡せる內閣員を推迫して、以て大英斷と促せる槓杆なりといふべし、既にして十五日に至り、彌よ御前會議を開かれたるが、此の日は大隈伯改めて條約改正案に關する一切の說明を爲し、之が實行を望めるに、後藤伯は滿腔の熱血を注瀉して之を反駁し、次で山縣伯は逐一標頭を提出して大隈伯に質す所あり、此の日は此れにて終れりといへども、各大臣が是非の嚮背は此の會議に於て、已に現然としてまた疑ふべきもの

なかりしに似たり

越へて十七日、山縣伯は黒田、大隈の兩伯を訪ひ、條約改正案の俄かに實行すべからざるを論じ、竟に兩伯をして辭屈し意回るに至らしめたりといふ、夫れ山縣伯が條約案に對する抱負の如きは、是より先き世上既に窺ひ知れるものありしならんと雖も、伯が公然其の鐵案を下せしは實に此の日を以て始めとすといふ

黒田大隈の兩伯は、左しもに待ち構へ、恃み切たる山縣伯の意向斯の如くなりしかば、最早詮術なしとや覺悟しけん、斯くまで思ひ詰めたる條約改正案も、頓に之を思ひ止まるに至りたるが是非もなき

又之より先き有爲なる農商務大臣井上伯も、何か思ふ所ありてか、久しく外に在りて歸京せざりしかば、多年外交の衝に當りて最も其の道に明かなる人、此の條約案の議に與からざりしのみならず、今又有力なる伊藤伯の去りしさへあるに、兼て民間の強き反對に會ひ、且つ内閣中に

り異議者ありて、所詮行はれざるをとなりし上は、正直なる黑田伯は最早依然として其の位に在るの考はなかるべし、黑田伯既に其の位を去らんには、首領の地位を首め、他の國務大臣にも更迭ありて、庶幾くば今少しく鞏固なる內閣を見るに至るべき歟、凡そ以上の次第は皆是れ當然必至の勢には相違なけれども、事の捗び遽かに迅速を加へて、却て世人の豫想外に出でしが如き趣あるは、一方には條約案批準の期迫れると、一面には山縣伯の歸朝と伊藤伯の辭表ありしが故なりといはざる可らず

第五節　黑田內閣の辭職

玆に又大隈伯が一身に關して、傷むべく悲むべき一兇事が起りたれ、伯及び黑田伯等、山縣伯の說によりて改正案實行の意を回せし翌日(十八日)內閣會議を終りて各大臣皆退散し、大隈伯も亦馬車を驅りて霞ケ關なる外務省官邸の表門へ入らんとするとき、一兇徒ありて伯に爆裂彈

を投ぜしが、幸にして急所を外れたりとは雖ども、伯は之がために右足を碎かれ、竟に右膝の骨節上一寸より以下を截斷せざるを得ざるに至れり

兇徒の兇暴無殘なると、寔に言語同斷にして、其の行ひや實に惡むに堪へたり、抑も兇徒は非條約派の側面に立つものにして、條約改正は國家を誤るものにして、必らず之が實行を阻止せざる可らず、之を阻止するは大隈伯を失ふに如かずとて、前日伯の意既に回れるをも知らず、誠に淺薄至極ゐから考へ迫りて、竟に茲に及べるならん、其の大勢に暗く、事實に疎なるは勿論のをなから、遭難者たる大隈伯の不幸こそ、實に傷みても尚ほ餘りあり

此の兇變ありしが爲めに、非條約派の人と雖も、流石に當路大臣の不幸を傷みて自然に差控ゆるの傾ありしかば、彼の炎々たる反對論の氣焔も、一時は稍々薄らぎたるが如く思はれたり、(是は大体の方向既に一決

せしが故にはあれども、大隈伯の不幸を傷むの極、氣勢を差扣へをも亦一個の原因たる(不外ならず)且つ之がために、少しく事の捗取を遲くせし外は、何たる結果もなく、却て内外人をして、政治上最も不德たる暗殺の尙ほ今日に行はるゝを悲ましむるに至れり、嗚呼辨論を棄てゝ最後の手段を取り、死を以て大臣の身に加ふるが如きをは、危急存亡、間、髮を容れざるの秋に限らざる可らず、兇徒の爲せる所置の如きは、是れ理に違ひ機に合はざるものなり、其の永く兇名を傳ふるも亦已むを得ざる也

大隈伯の遭難は寔に傷むべしと雖も、去とて之が爲に國事を忽せにすべきに非ず、故に黑田伯れ竟に意を決して天皇陛下の御許へ辭表を捧げしかば、他の大臣も亦同列の義、袖手傍觀す可らずとて、打揃ふて辭表を捧ぐるに至れり、是れ實に其の月廿二日のをなりとす

總理大臣を首め、內閣大臣一齊に辭表を捧ぐるが如きをは、從來一びも

見ざる所の例にして、今度のとを以て實に嚆矢とす、抑も斯の如くなりし所以は何ぞ、夫れ黑田伯が國家の大事を負荷するに堪へざりしものは、折合の附く可からざる元勳內閣を組織せしが故にして、事の今日に及べる其の遠因伏因は、實に元勳網羅——一名大囊政略に在るや勿論なりと雖も、其の的面の現因として見るべきものは、實に條約改正の問題に在るや明かなり、蓋し內閣の分裂は、其の分裂すべき性質と以て此の大問題に遭遇せるが故なり、語を換ていへば、元勳內閣の分裂すべきとは、其の性質に於て免れざる所なりとは雖も、條約改正の問題に遭遇せざるときは、尙ほ分裂せずして今若干の日月を持續するを得しなり、然るに內閣は自から分裂をすべき問題を作りて、自から分裂を速きたるものなり

既に然らば其の職を辭せるものは、條約政正を實行せんと欲せるものにして、其の反對者は依然其の職に在りて差支なき筈なり、併しながら

理論は兎も角も、同じく、內閣員としていへば、一旦條約を改正すべしと決し、且つ當路大臣の錯誤あり、總理大臣の辭表出づるに當り、其同列たり、其の班次たる內閣大臣にして之を默視するは、決して潔き事に非ず、特に內閣か國事を負荷するに堪へざるか如きは、其の責內閣員一同にありといはるゝも、辭柄の以て之を拒むへきなし、且つ內閣は聯帶責任ならざる可らず、內閣の處置は內閣員一同其の責に任じて以て國事に當らざる可らずとれ、舊來世人の唱道せる所にして、特に國會開設の期日迫れる今日に於ては、其の論聲彌よ高きを加へしかば、各大臣はうれこれをも斟酌して、旁々一同辭表を捧げしをあらん、これ實に至當の所置なりといはざる可らす、吾輩は其の事情の如何にあれ、其の間の曲折の如何にあれ、兎に角內閣大臣が一同に辭表を捧げて、陛下に其不敏を謝せしを以て、是れ內閣か聯帶責任たる先例を創始せしものなりとして、世の論者と共に深く之を賞贊せざるを得ず

遮莫、條約改正問題の成行はといへど、其の細目の極所は頁し未定にせよ、大体は延期に決するを疑ひなし、山縣伯の意見は、今日は國會開設の眞際に當り、且つ地方治自制の實施中に在りて、內政上已に極めて多忙多事のときなるを以て、此の際條約改正を實行して內地雜居を許すが如きは、事の煩雜を加ふるものにして、我か國の殆んど堪へざる所なればば、暫く之を延期するに如かずといふに在りとは、これ當時世人の多く傳ふる所なりき、然らば則ち條約改正問題の成行は、縱令其の委曲を前知す可らずとするも、其の大体は既に明かなるに非ずや

第四章　三條內閣及ひ山縣內閣

第一節　其の歷史

元勳內閣已に辭し、三條內閣之に代れり、始め黑田伯の辭表を捧ぐるや、十月廿五日を以て聞屆けられ、伯は直ちに樞密顧問官に任ぜられしかば、三條內府勅命を蒙むりて、總理大臣の椅子に凭るをとれなりし也三條公は實に淸德の君子たり、忠實の元勳たり、又淸華名門の正統たり、然れども今日の政事政界に身を投ずるが如きは、決して公の利に非ず、又其の適任にも非ざるなり、公は正に政治風波の外に超脫して、常に我が皇室親近の忠臣たるを可とす、去れば各大臣中、始めは山縣伯を推して首相たらしめんとせる者あり、然れども山縣伯は堅く之を辭したるを以て陛下は竟に三條內府を起さしめ玉へるなり、內府も一びは其の任に堪へずとて之を辭し奉つり、且つ去る十八年の奏議もあるに、今再びて煩職に就かんを快からずとて、再三辭退したりと雖も、數度の勅命

默止しがたく、特に各大臣の勸請頻りなりしかば、竟に起ちて總理大臣の任命を受けたりといふ、蓋し內府の忠實なる、遽かに首相の職に就くとを肯んずる人なきを見て、一日も其の位を空ふす可らずとて、一時病をさへ推して任ふ就きしなり、故に適任の人の定まり次第、直ちに之を讓る覺悟なるべしとは、當時世人の多く想像せる所なりき

三條內府已に總理の任命を受けしかば、陛下ハ更に各大臣を召させられ、暫く其の職に在るべしとて、辭表を返させ玉ひかば、各大臣も亦一時聖慮に從ふをとなれり

斯くて十二月廿四日に至り、山縣伯新に總理大臣に任ぜられて、內府は元の如く內大臣の本官のみに在りて、全く政潮以外に飄逸そるをとなれり、是より先き大隈伯は傷所略々癒へしを以て、始めて辭表を捧げ、又井上伯は一旦三田尻より歸りて、山縣內閣の組織ふ就ては、隱約の間ふ力を盡し、現に黑幕宰相と迄稱せられしか共、辭職の初一念は少しも動

かず、竟に井上伯は二十三日を以て、大隈伯は翌廿四日を以て、各々其の本官を免ぜられ、一は麝香間祗候てふ純然たる政治以外の位置に上り、一は樞密顧問に任せられしかば、一時に農商務外務の二大臣に空位を生ずるに至れり、是に於て乎多少噂さのありし如く、靑木外務次官上りて外務大臣となり、叉片言隻語の噂さへなかりし岩村農商務次官は、一躍して腕を農商務大臣の椅子に張るをとはなりぬ

山縣伯は始めより首相たるの意なかりしが如し、勿論勢の自然よりいへば、此の職鑵の竟に伯に當るは見易き所なりしとは雖も、國步艱難の後を受けて、能く盤根錯節を截開せんとは頗ふる難事なるを以て、伯も亦大に躊躇せしをならん然れども伊藤黑田の二伯去り、次で大隈井上の二伯も亦去りて、其の間の曲折一切略々定まれる所あるを以て、茲に始めて三條內府に代りしならん、內府職に就きしより茲に在て恰かも六十日、是れ日本內閣創立以來最も短期の內閣なるべし

第二節　其の要素

山縣內閣も實際ハ亦薩長の藩閥內閣に外ならず、其の實力のある所、權勢の歸する所は、實に薩長の兩派に在て存す、誰か之を薩長內閣といハざらんや

此の內閣には、十大臣の外、特に陛下の御思召を以て、內閣に列するものあり、其の公然たる地位權力は固とより大臣に同じからざるべきも、亦全く無關係のものにもあらず、今此等を表示して其出所を區別せん

薩	長	土	舊幕
大藏大臣　松方伯	總理大臣兼內務大臣　山縣伯	遞信大臣　後藤伯	文部大臣　榎本子
海軍大臣　西鄉伯	司法大臣　山田伯	農商務大臣　岩村伯	
陸軍大臣　大山伯	外務大臣　青木子	元老院議長　大木伯	
樞密顧問官　黑田伯	樞密顧問官　伊藤伯		
四	四	三	一

單に數字の面より視れば、薩長土の間に差したる懸隔はなきものゝ如

しと雖も、岩村大木の兩君は、內閣に於て直ちに薩長諸公と比肩し得らるべからざるは論なく、後藤伯の伎倆及び其の舊來の勳功威望は、固とより山縣松方の諸伯ゐ讓らざるも、政府積成の勢ひとして、自から薩長兩派の上に出づるをは難かるべし、長は乃ち總理及び內外務司法の要地を占め、薩は大藏及び陸海軍の樞位に據る、其の伎倆假令異なりといへとも、其の實力に至ては、共に大にして又相下らざるなり。我が政府の實權豈此の兩派の外に在らんや

吾輩は尙ほ我が內閣が薩長藩閥の內閣たるを認む、然れども其の藩閥てふ呼聲は、漸くにして隱約の間に入るを認むるなり、見よ、天下の人は擧けて藩閥の非を論し、內閣諸公も亦明かに藩閥の弊を公言し、其の內閣を稱して薩長の藩閥內閣といはるゝをを忌むに非ずや、而して內閣の組織を表面より觀れば、殆んど全く薩長藩閥の內閣に非ざるが如きに非ずや、後藤伯が依然として內閣に在るは何ぞ、榎本子が文部大臣の

椅子に在るは何ぞ、岩村君が農商務大臣の要職に上りしは何ぞ、是れ皆政府一時の必要に出でしならんと雖も、又薩長藩閥の名を忌むの故を以て、故らに薩長以外の人を延けるに非ざらんや、夫れ既に其の名を忌む、假令全く其の實を去るに至らざるも、勢ひの歸する所ハ乃ち知るべきに非ずや、嗚呼藩閥は勢なり、而して誠實に之を忌むの言天下に高く、假令之を喜ぶものと雖も、强ひて之を排せざるを得さるに至れり、是れ亦勢なり、勢の至る所何ぞ區々の人力を以て之を阻止するを得んや

第三節　其の批評

吾輩は明治政府を組織せる其の要素の沿革を見るに轉た古今の事ふ悽然たらずんばあらず、紅散り綠落ちて寒岩枯木、坐ろふ風人の寸膓を萬斷するもの、豈自然の景物のみならんや

明治政府も一時は實に濟々多士の政府ありき、然れども膽力一世を呑吐するに足る南洲氏逝き、剛邁天下を負擔するに足る甲東氏、誠實ある

松菊氏、勇毅なる對山氏また去りてよりハ、我が政府は大に人才を減せりといはざる可らず、次で第二流の伊藤、大隈、井上、黒田の諸伯天下を擔當せるも、今や皆身を閑散の地位に措きて、殆んど政事に意ゐきが如く然り、去れば今の山縣内閣は、益々人才を減せるものにして、大抵は是れ第三流の諸公のみ、是れ豈ゐ古今相違の甚だしきものに非ずや

山縣内閣にハ南洲の如く、對山の如く、松菊甲東の如き傑物なし、謂つべし、明治政府ハ漸くに、人才を減ぜりと、然れども山縣伯の内閣は、傑物なきが故に實力なしといふ可らず、何ぞや、蓋し今日の政府は、政事の諸機關大に備はり、海陸軍より警察及び諸規則に至るまで、皆整頓の緒に就きて、其の組織は殆んど全く定まれり、故に假令大臣中に傑物なきも、尚ほ内閣の實力無きが如き患なし況んや今日各省の働き手と稱せらるゝ人々ハ、皆俊才の英士にして、一技一能に秀づるものなるおや、明治十年以前の政府には傑物頗ぶる多かりしと雖も、僚屬中に俊才なく、又諸

制度も整頓せざりしを以て、十分に鞏固なりしとは稱しがたし、今の政府は即ち之に反す、吾輩故に曰く「山縣內閣に傑物なしと雖も、之がために實力なしとはいふ可からず」と

山縣內閣は假令傑物に乏しと雖も、其の實力は更に大なり、一國の治安を維持し、秩序を保全するには、尙ほ綽々として餘裕あるべし、然れども其の政略に雄偉卓拔なるものなきは疑ひなし、何となれば南洲甲東の如く、松菊對山の如き傑物なければなり、又伊藤大隈諸伯の如き第二流の政事家にも乏しければなり

然れども是れ山縣內閣の弱点には非ざるなり、內閣には必らずしも雄偉卓拔の政略あるを要せず、一國の治安を維持し、秩序を保全すれば即ち足るのみ、何ぞ他を望まんや、但だ〳〵吾輩が願ふ所は、山縣內閣が其の力不相應の事を爲さず、小心翼々として過失なからんことを勉るに在るのみ

山縣伯は其の內閣組織の最初に於て先づ地方官の陶汰を行ひ、頗ぶる人意を快ふせり、夫れ伯は前年來內務大臣の地位に立ちて地方自治の制を定むるに汲々し、既に市町村制を實施し、更に又府縣郡制をも發布せんとす、伯が地方政治に心を留むるの深き察すべし、その上任の始め、先づ地方官の陶汰を行ひ、事に耐へざるものを罷めて、有爲の俊才を之に代へしが如きは、また其の心を地方政治に留むる一班として見るべき歟、夫れ地方政治を重んするは極めて老練の見也、一國の治安を持するの道は紛々擾々たる政論家を慰するに在らずして、地方一般の人民を安ずるに在り、一國の堅固を謀るの法は冗々たる處士を鎭し、法律規則の外觀を美にするに非ずして、地方自治の根本を固くするに在り、故に吾輩は大に山縣伯が心を地方政治に用ふるの深きを賛する也

山縣伯は又能く警察の事を重んじ、十分に其の事務を明敏ならしむへしといへり、是れまた極めて可なり、但だ吾輩はいはん、政は小鮮を烹る

が如し、願くば㝡民に苛察なるなからんを、言論出版の自由を撿束するなからんをを

明治十八年の官制改正以來、山縣内閣に至つて注意すへき改正を行ひたり、内閣官制を定めて、總理大臣の權限を縮少したるを是れなり、夫れ從前の總理大臣といへども、其の實際の權力は尚ほ頗ぶる小なりしが如きに、今また之を縮少せしは何故ぞや、是れ吾輩の誠心より賛成し得ざる所なり

前二内閣(伊藤内閣及ひ黒田内閣)が失敗したる條約案れ、山縣内閣如何に之を決すへき乎、聞く新任外務大臣青木子は、已に各國公使に向て前大臣が調印せる條約文の修正案と提出せりと、吾輩は固とより其の修正の如何を知らずと雖ども、切に前案の如き失ゐからんを望まざる可らず、嗚呼條約改正は大事ゐり、日本國の地位を高かめずして、直ちに對等の條約を訂し得る乎、吾輩願くば刮目して山縣内閣の爲す所と見ん

第五章　内閣今後の施設

山縣内閣は、今後如何なる施設に出つべき乎、吾輩豈之をいふを得んや、然れども獅子の爲す所は獅子之を爲し、猫の爲す所は猫の爲す所なり、今日山縣内閣の性質を知らば、且つ今日政事家の識見伎倆を知らば其の施設も亦略々忖度して違はざるを得べし

然れども吾輩は、今斯の如き忖度を爲すを要せず、直ちに吾輩が内閣に向て望む所を述べ、世上君子の同感を得て、切に其の實行を望まんと欲するなり、然りと雖も爲し能はさることを望むは無理なり、吾輩豈内閣に向て無理の注文を爲さんや、又止だ其の力の爲し得べしと信ずる所を擧ぐるのみ

第一節　内閣自強策

内閣は鞏固ならざる可らず、鞏固ならざる内閣は假令善計良策ありと雖も把て之を斷行するを能はず、秕政失擧ありと雖も直ちに之を改悛

するを能はず、葢し鞏固なる内閣は、善惡何れにせよ、爲さんと欲する所を爲すと得ると雖も、不鞏固なる内閣ハ因循姑息、殆んど一事をも爲すを能はず、即ち內閣あるも內閣なきに同じ、國家政府なきに同じ
內閣の鞏固を欲せば、先づ名家を網羅するを以て良計とす、名家とは何ぞや、名門舊家たる華族諸公是れなり、例せハ彼の德川慶喜公の如き、尾越諸家の如き、仙臺、加賀、廣島、岡山諸家の如き、門流高き舊諸侯を延きて、天皇最高の顧問府たる樞密院の椅子に凭らしめば、政府が民心を收攬するの利頗ぶる大なるものあるべし、夫れ此等の諸公は、今日に在て門地高く、聲望また輕からざるものなり、中には昔曾て王師に抗せるものありと雖も、今日之を問ふの要あるをなし、豈止だ之を問ふの要なきのみならんや、一面より之をいへば、諸公は皆是れ皇室の忠臣たるを失はざるなり、維新の際、毫も王師に抗せざりしものは論なし、假令一旦ハ王師に抗せるものと雖も、後に其の多年領有し來れる版土民籍を朝廷に

奉還せるの功は、之を沒せんと欲して沒すべらず、試みに思へ、此等の諸侯若し土地人民を私有して、敢て朝廷に奉還せざりしならば、天下の形勢果して如何なりしが、政權皇室に歸するといふと雖も、徒らに空名に止まりて實權は尙ほ皇室に歸す可らず、即ち中央政府を立るを豈容易ならんや、且つ斯の如きときは、朝廷命じて藩籍を奉還せしむるを能はざるや論なし、假令朝廷之を命ずるの權ありとも、諸侯從はずんば如何すべき、次ぐに兵馬を以てせん乎、諸侯は尙ほ諸侯なり、決死の兵、積蓄の粮少からず、幸ひにして之を屈服せしむるを得べしとするも、其の生民を殺し、國財を費すを極めて大ならん、然るに始めより之を命令するの煩なく、又兵馬を以て之を脅かすの患なく、坐して天下の實權を朝廷に收むるを得たるものは諸侯毫も吝む所なく自から進んで土地人民を朝廷に獻せしが故ならずや、諸侯の皇室に忠なる極めて大なりといはざる可らず、朝廷之に賜ふに華族の尊爵を以てし、位階秩祿を以てせる

も亦宜也、去ればゝ此等の舊諸公を延きて朝ホ立たしむるとも、決して名分を誤るをはあらじ

且つ此等の諸公樞密院の椅子に凭るとも、皆是れ優艮温和の貴人なるを以て、有爲なる姦雄的の擧動に出づるの患ひは萬々之ある可らず、即ち内閣に取ては毫も恐るゝ所なし、而して其の民心を收攬するの益や大ならば、之を容れて樞密院に在らしむるを亦頗ぶる宜からずや

舊諸侯は決して有爲の姦雄に非ずと雖も、其の野に在るや、或は政府の勁敵となるも測る可らず、蓋し此等舊諸侯は、富度名威共に高きが故に彼の紛々たる無數の少政事家等は、多少の縁故を以て之と籠絡し、戴いて以て重きを加へんとす、故に諸侯等政海の波瀾に捲き込まれずんば幸ひなりと雖も、若し一歩を誤るときは、直ちに或る黨派の看板的首領となり、無數の小政事家と共に進退すべく、其の黨派若し政府ホ反對するときは、此の舊諸侯も亦眞先に政府に敵對すべきなり、是れ豈政府の

勁敵たるものに非ずや、故に今日內閣に於て、先づ舊諸侯中最も名望高く、富力豊かなるものを撰び、延きて樞密院に入らしめば、又勁敵を未た生せさるに防ぐに於て少補なくんばあらず、吾輩此の如きを稱して名家網羅策といふ

名家網羅策は元勳網羅策に異なり、元勳網羅策は有爲なる政事家を延き、與ふるに的面行政の大權を有する地位を以てせりと雖も、名家網羅策は斯の如きものに非ず、然れとも民間の歡心を收攬するに於ては、二者殆んど相似たる所のものなくんばあらず、勿論名家網羅策は元勳網羅策の如く以て大同派改進黨等の歡心を收むるに足らさるべしと雖も、是より以外、多少の民心を收攬し得べきや辨を俟たず、民心を收攬するは是れ內閣自衞の道なり、名家網羅策も亦可ならずや

第二節　對政黨策

今日內閣が政黨に對するの策は最も公平にして最も寛大なるを要す」

今後民間政黨が內閣に對する關係を察するに、極めて冷淡なるべしと思ふ、抑も大同團結に分裂を生じて舊自由黨の再興したるが如きは、同黨派の一大事件にして、反對黨の目して私に祝する所思ふに此の黨派は今日之がために忙しくして、又た他邊を顧慮するの遑ある可からず、改進黨は條約改正に失敗して頓に其の名聲を墜せしが如く、今や黨運恢復のため、意匠慘憺、鞠窮計營の中に在り、保守黨は其の數多しと雖とも、未だ一束に結合せず、鳥尾中將の中止派は、果して谷將軍の一派と一致すべき乎、紫溟會派と日本旨義派との關係如何、思ふに此の黨派は將來有力なる一大黨派となるべしと雖とも、今日は尙ほ混沌泛々の中に在りて、其の型成集合に忙しく、是れまた他を顧みるの餘裕なきに似たり

又一面より視れは、各黨派の相反目し、相競爭するを日に益々劇烈に赴むくが如く、彼の町村議員、及び役員の撰擧に於ても、縣會議員の撰擧に

於ても、其の徵證已に瞭然たり、區々たる一地方、一町村に於てずら斯の如し、明年國會開設の時に臨まば、代議士撰擧の競爭は如何ホ劇烈なるべきや、察するに餘りありといふへし

故に各黨派は、一面ホ於ては自黨結成のため、一面に於ては他黨と競爭するがため、殆んど寸暇なきものなり、抑も又何の餘裕ありてか政府を攻擊するを得んや、即ち我が內閣は非常の失政なく、非常の失擧なき限りは、敢て民間黨派を敵ホするの患ひなきを得るなり、我が內閣は先づ之を知らさる可らず

民間黨派既に內閣に敵對するの意なし、イナ意ホきに非ず、其の餘力なきなり、故に內閣も亦求めて彼が敵意を招くが如きをある可らず、是れ內閣が各黨派に對して公平に寬大ならさる可らさる所以なり、夫れ各黨互ひホ論陣を張りて相爭ふに方り、政府は故らに他の一方を保護し、一面を擊するが如きをなきを要す、例せば某黨派の演說會には、二十五

目風鈴附的の保護を與へ、其の言論も自由に放任し置きながら、之が反對黨の演說にハ、故らに中止解散を命じ、若しくは其の黨派の機關新聞を停止するが如きハ、是れ民間黨の感情を害するものにして、政府自から敵を求むるものなり

各黨派の競爭を取締るにハ、又最も愼密を加へんことを要す、寛猛苟くも其の一步を誤らば、荼毒横流して將に不測の禍を生せんとそるなり、抑も來年國會議員の撰擧に際せば、天下至る處相爭ひ、各黨派の競爭最も劇烈を加ふべし、此の際我が政府は如何に之を取締らんとする乎、凡そ撰擧競爭の劇烈なるは、國民政想の熾んなる反射にして、固とより怪むべきに非ず、故に其の競爭は如何なる劇烈なるも、其の人數の集散如何に凄まじきも、其の爭論舌戰如何に騷々しきも、其の行列運動如何に仰々しきも苟くも、事を暴力に訴へて彼等自から正法を犯さゞる限りは毫も之に干涉を加ふるの要なし、勿論競爭の際、禁制の刀劔銃砲を持出

し、暴力を以て相鬪ひ、所在を騷動せしむるに於ては、是れ正しく正法を犯し、治安を妨害するものなるが故に、政府は之を制壓するに躊躇す可らず、斯の如きときには非常權を用ふるも可なり、武力を用ふるも可なり、之を鎭壓統御して一歩も寬假す可らさるなり、若し之れを忽せにせん乎、是れ一國の紀綱地に委せるものといはざる可らず、政府統御の實權を失へるものといはさる可らず、然れとも彼等未だ全く正法を犯さず、又治安を妨害せされども、止だ騷々しく仰々しく凄ましきの故を以て、直ちに之れに干涉して非常權を用ひんとするが如きことあらば、各黨競爭の熱度は、一轉して官民の軋轢となり、竟に不測の變を生するも知る可らず、蓋し斯の如きは小膽狹量の政事家ᅀは、動もすれば免れさることにして、其の極自から禍を釀すを常とす、是れ豈注意せさる可けんや

夫れ國會開設は我が國未曾有の事にして、其の議員選擧の如きも未た

昔より見さる所のものなり、故に我が上下官民は之に對して屢々失擧あるべきは勿論、其の智識感情も亦大ひ誤れる所あるべし、英米諸國の如きは、選擧に關して既に幾多の經歷ありて、其の競爭の有樣は極めて騷々しと雖も、未た曾て暴力を用ふるをなく、政府も亦武力を以て之に干渉するをなく、毎時圓滑に纏まらざるはなし、我が國も亦願くは斯の如くありたし、故に吾輩は先づ政府に向て深く戒心を加へ、處置の寬猛其の宜を得んとを望まざる可らず

選擧競爭の際、自他互ひに惡口雜言を逞ふして、刑法の所謂「誹毀罪」を犯すものあるべきは勿論なり、然れとも我が官民は此の場合に限りて之を不問に置くを要す、若し各黨互ひに之を咎め、政府も亦之を罰せんと欲せは、其の餘弊實に堪ふ可らさるものあらん、夫れ選擧の競爭劇烈なるときは、多少國民の元氣を振作する媒介となるべし、故に成るべく之を制限せすして自由に放任するを可とす、是れ亦政府當局者の預じめ

心得置くべきをなり

畢竟するに將來內閣が各黨派に對する政策は、全く從來と異ならざる可らず、即ち寬なる所は極めて寬なるべく、嚴なる所は極めて嚴なるべく、常に公平を主として瞬時刹那も其の注意を怠る可らず

第三節　政務節省策

政治は一國の民度に相當せざる可らずとは、政學の初步を修めたるものも尙ほ之をいふ陳腐の言なり、然れども吾輩は我が內閣に向ては、切に此の陳腐の言を繰返さゞるを得ず

試みに見よ、今日の政治は果して民度に相當するものといふを得べき乎、吾輩は今敢て呶々せざるべしと雖も、江湖君子は直ちに之を知るに餘りあらん

莊子曰く「聖人死せずんば大盜止まず」と、今日我が國に於ては法律減せずんば罪人減せずといはざる可らず、何となれば、法律は先づ社會の害惡增

加するに從て彌よ密なるべきを立法の定則なれども、我が政府は常に歐米の法律を直譯し來りて、主として法文の美を求むるが故に、正に此の定則に反して、法律先づ生じて而して後罪人を增加するの奇觀なきに非されぱなり、嗚呼法律豈罪人を生ずべきものならんや司法省及び法理學者(別して歐米の法律を修めたるもの)は、常に法制の整ふて法文の美ならんことを欲す、是れ一意法律に在りて他の國家及び社會の權衡如何を顧みさるが故なり、然れども一國政事家が法律を制定するにハ、須からく國家社會の事情を考へ、法律と他の事物の權衡を考へざる可らず、我が政府は其の法律を制する果して能く之を考へたる乎、一擧に法典を編纂せんとするが如きは、之を直ちに自國人民の爲にするものといふべき乎、或る人曰く「政府が法律を制定するや自國人民のためにするよりも、寧ろ外人の歡心を得るの精神に出づると多し、是れ一時の權略にして、又止だ我が國をして歐米文明國の列に入らし

めん」とするのみ」と嗚呼區々たる政府の力を以て能く一擧して歐米文明國の列に入らんとす、何ぞ偏見の甚しきや、吾輩は斷して我が政府ふ斯の如きをなきを信ず

然れども我が政府が民度以外に詳密整美ふる法律を作るとは事實なり、夫れ法律を作るハ貧士が文章を作るに異なり、其の立法官を要し、司法官を要し、又法律の詳密なるに伴ふて起る諸ろの事務を增加するが故に、國財を糜するを極めて大なり、今日我が政府には果して斯の如きをなき乎

單に法律の一點に就ていふも斯くの如し、其の他我が政府の施設する所は、事々物々外形の整美を主として、而して其の成功を求むると甚だ急なり、夫れ事物を整美するは政府の美事に相違なしと雖も、社會人事の常態として俄かに之を整美せしめがたき事情なきを得ず、我が國の如きも幾百年間封建武政の下に在りて、制度簡易、人事亂雜を極め來れ

るが故に、今俄かに之を整美せんとすれば、却て弊害なきを得ず、故に内政の整美は外交上の權機の如く、一時急遽なる可らず、須らく漸を以てせざる可らず、然るに我が政府は一日も速かに諸事を整美せしめんと欲し、朝に一令を制して夕に又一令を立て、汲々焉として其の足らざるを惜むが如し、故に其の爲す所多くは目前の美を衒ふに過ぎずして、堅確の事業なく、遠大の謀圖なし、彼の土木事業等に於ても亦其の然るを見るべし

凡そ左右の兩輪は常に一樣の速力を以て馳せざる可らず、若し右輪遲くして左輪急ならば、車破れ輪碎けん、民度は猶ほ右輪の如く、政治は左輪の如し、民度と政治と一致せずんば是れ左右兩輪の速力一致せざるなり、何ぞ能く弊害を生出せずして止まんや、今日財政、上に缺乏して人民下に窮弊するものは其の弊なり

故に吾輩は我が政府に向て其の政務を減じて今少しく質素簡便の政

治を行はんとを希望せさる可らす、凡そ大政事家は民度の在る所を知りて政治を行ひ且つ天下の大勢を達觀して其の政略を立るが故に、施設纎巧ならずと雖も、能く一國を籠卓して治平安泰ならしむるなり、其の切々拘々として百年の長計なきものは、是れ局量なる近眼政事家のとなり、我が政府はビスマルク公の爲す所と見ずや、ゴルチヤコフ侯の爲せる所を見ずや、彼等は果して制度の整美を求むるに汲々たる乎、事功を求むるを急促なる乎、松平伊豆守曰く

天下の御仕置は重箱の内にて味噌するが如くなすべしすみ〳〵を明置事肝要なりさ（續武家閑談）

伊豆守すら尙ほ此の如し、我が內閣諸公思はさるべけんや、局量偏見にして少く伎倆ある小才子は、切々焉として邊幅を修飾し、氣宇廣大にして雄略ある眞丈夫は眼前の事に拘はらず、悠々然として巨功を遂成す、故ふ小才子の成す所ハコセ〳〵として敏活なるが如く、而して活勢に

乘するを能はず、眞丈夫の爲す所は無頓着なるが如く、遲鈍なるが如く、而して能く天下を籠卓す、嗚呼我が内閣諸公ハ小才子たる乎、眞丈夫たる乎

我が内閣諸公は希くは今後宜しく施政の方向を改め、人事自然の趨勢を察し、又社會習慣の容易に打破す可らずして、急激の改良ハ却て荼毒を生ずるものなるを察し、一國の民度に相應せる質素簡便の政治を行ふて少しく民力を休養せよ、嗚呼寒村僻落の民、何ぞ白堊晃々たる小學校を要せんや、木綿を着、粥を啖ふもの、何ぞ條文整々たる法令を知らんや

吾輩ハ幾重にも望む、我が内閣が今般其の圖を改めて農商工業上及び教育上の干渉を止め、不急の土木と癈し、法律制度の整美を中止し、總て眼前の事功を求むるを止めて、先づ百年の長策を立て、徐かに施設する所あらんとを、苟くも斯の如くならば、政勢省略すべく、冗員沙汰すべ

く、經費節減すべきなり、吾輩は叉我が內閣が斯の如くにして租稅を輕減せんとを望まざる可らず、租稅は政府に之を收め易きものより取るべきのみならず、之を收むるが爲に叉人民を煩勞せしむるを少きものより取らざる可らず、然るに今日の租稅法ふては人民往々其の煩ふ耐へず、收稅官のために踏板を剝がれ、帳面を繰返され、惶惑出てん所を知らざるが如きとあり、嗚呼收稅官豈無情の動物ならんや、然れども斯の如きものハ、租稅法之を然らしむるのみ、然れとも斯の如き法は大に人民を煩はし、大に收稅官を勞すと雖も、政府收むる所の租稅に至てハ、却て甚だ少きなり、故ふ斯の如き租稅は斷然之を全癈するを可とす
吾輩が今日の我が內閣に向て望む所斯の如し、是より以上の事ハ吾輩之を我が內閣に望むを欲せず、何となれば是れ內閣の力を以て爲し能はざる所なればなり、嗚呼非常の事業は非常の人傑に依て行ハる、眞に國權を擴張し、國光を發揚するが如きとは、更に之を後に待たん

附錄

以下三篇は、余が一昨年の舊稿を補正せるものにて、其の統計の如き率ね當時の調に係れり、今一々之を改むるの暇なし、蓋し此の篇は內閣論に緣あるものに非ず、止だ余の持論を表して、大方君子の同感を求めんと欲するのみ、若し少しく立國の大計に補ひあらば、豈止だ余の幸榮のみならんや

立國私言

上篇

吾輩曾て人の水戸黃門仁德錄を讀むを聞く、其の中いへるあり「黃門世界の極頭を見んと欲し、一舟大洋に飄泊するを數日、端なく海水血の如く、其の先き彷彿として泥の如く、其の先きは則ち急ふ凹落して井の如くなるを見て、以爲らく、是れ世界の極頭なりと、則ち命して舟を歸す」と、

嗚呼當時の人情實に斯の如くなりしなり、今日に在て斯る奇恠の言を聽かは、小學校の生徒と雖も亦失笑して顧みさるへし、然れども光國時代の人物は、總て世界れ斯の如きものと考へたりしなり、蓋し二十餘年前、始めて萬國と公けに交通せしも、其の以前に溯れば、非凡の識者といへとも、尙ほ世界の有樣を知らず、偶々之を知るものあるも、歐州一二ケ國の名と、醫藥其の他身近の事柄を耳聞せるのみ、隣翁のためぁ遠來の書狀を代讀する田舍博士も、鄕童のためぁ大學及五經を講ずる村學究も、天竺は靑天の外に在る異地なりと思ひ、世界は天井板の如く平らなるものと思ひ、支那と日本とは、共に世界の全面と有するものと思へり、故に當時の人々は日本を以て世界唯一の國と爲し、堂々たる學者先生までも、之を東瀛の一仙國と稱し、外國を以て友とせず、患とせず、念頭また外國てふ觀念なく、心配ぁかりしなり

夫れ山中ぁ孤居して世間を知らぬほど氣樂なるをはあらじ、夕顏棚の

下、竹籬の陰、四面の山、之を外にして何の世界かあらん、斯の如き境界に在る百姓は、佛を禮し、神を拜するの外、茫々焉、蠢々乎として亦た人間の人間たるを知らさるなり、維新前の日本は殆んど斯の如し、國家の盛衰といふも、一武將、若くば若くは一時政治上の張弛起伏に過ぎず、彼れ取て代るも、我れ取て代るも、負けるも勝つも、固とより日本の名譽といふともなく、日本の耻辱といふともなし、古今無數の豪傑が心身を賭して爭ふも、畢竟は蝸牛角上の一細枝のみ、彼の誇張を好む詩人文人が日本を以て美國なり、强國なりといひ、唯我獨尊、天上天下敵なしと傲りしも、是れ止だ椽の下の獨り角觝のみ、嗚呼斯の如き國に在て、何事かまた語るに足るものあらんや、源九郎逃れて蝦夷に到り、更に黑龍江を渡りて成吉汗となりしとも、漠然として之を知らず、黑田長政亡命して暹羅に渡り、奇功を建て、王婿國宰となり、赤道直下千里の外に、堂々たる日本街を造りしとも、茫然として之を知らず、政治、宗敎、文學、生產、皆止だこの

猫額大の小天地内に限りーなり、嗚呼是れ豈いふに足らんや然りと雖も維新改革の一擧、有形の事物を破壞せると同時に、斯の如き觀念も粉碎せられたり、見よ〳〵、小學校の壁間にも亦萬國地圖の懸れるあり、三尺の童子も、尙ほシドニー、バングヴァ、アムステルダムの位地と知れるに非ずや、辻待の人力車夫も、亦瑞典製の時計を弄するに非ずや、伯林の帽、佛蘭西の靴、尙ほ貧乏書生の所有と爲り、ニウヨルクのランプ、また能く賤ヶ伏家に輝き、金巾張の蝙蝠傘、常にお嬰の寵愛を得るにあらずや、其の他ペンキ塗りの小學校、戶長役場の椅子テーブル、料理屋のフラフ、諸役所の赤煉瓦屋を始め、空に架せる電線、水に浮べる滊船、陸を駈る滊車、洋服の地方收稅官、洋裝の東京婦人の如き者あるに非らずや、有形の事物既に斯の如し、無形の事また之に伴はざるを得ざるなり、故に外國の書を讀み、外國の語を話し、外國人と交際し、外國に往くものあり、我が生糸はニウヨルク、リヨン、伊太利に往き、我が茶は香港サンフ

ランシスコに往き、又歐米二洲より來るものも、日用百般の貨物その數甚だ夥しく、通商貿易の事、日を追て盛なり、去れは米の相場も、外國の狀勢如何に依て高低し、內國總体の經濟系統は、世界潮流の餘波に震蕩せられて浮沈する世の中となりぬ

斯る時に方りて外國てふ觀念の起るは至當の順序なり、況んや社會の實勢は更に之より甚しきものあるおや、讀者試みに深思せよ、我が政治上、社會上の事、抑も何れが歐米と密接の關係を有せさるものある、我が熱心に軍備を擴張するは、敢て國內に敵あるが爲めにあらざるなり、我が熱心に法律を改良するは、單に國民の利便のためのみに非さるなり、我が官廳を西洋風にし、官吏に洋裝せしむるも、止た輕便簡率の趣意のみに出でしにあらざるなり、舞踏を催ふし假裝會と催ふし、男女の交際を奬勵するは、決して面白きが爲めのみにあらざるなり、盛に女學校を興し、女子に教ふるに純然たる西洋的修養を以てするは、決して自然の

必要のみに起りしにあらざるなり、止だ外國人のために喜ばれ、外國人をして同情を起さしめんかために、政治上、社會上に斯る著大の事柄を見るに至りしのみ、去れば怪しむ勿れ、彼の政治家が最も頭腦を病ましむるは、內治を整ふるにあらずして、外交を甘くするに在り、其の多くの法律を造るも、外國人の滿足を買はんよりも、寧ろ外國人の歡心を得んがためなり、然れとも彼の政事家等の爲す所、決して斯の如きに止らざるなり、彼等はまだ家屋を西洋にし、服裝を西洋にし、總て高價なる西洋風の生活を爲し、剩つさへ遊樂行宴のことをも西洋風にして、負債の山積するを顧みざるのみならず、又他を勸めて我の如くならしめ、竟に上流社會を風靡せんとせり、故に之を概言すれば、彼等は政治上に於ても西洋を崇拜し、社會上に於ても西洋を崇拜し、一にも二にも、總て西洋を崇拜する者なりといはざる可らず

然れとも是れ甚た奇とするに足らざる事なり、其の智力よりするも、躰

力よりするも、我(日本)は彼に及はず、其の開化の程度を問ふも、我は彼に及はず、其の富度を驗するも、我は彼に及はず、其の强弱を問ふも、我は彼に及はず、是れ我が政事家才子輩が彼を崇拜する所以ならずや、況んや彼の開化氣風が政治上ふまれ、社會上にまれ、强者優者の勢に倚りて全世界を風靡せんとするハ、即ち十九世紀の大勢なるおや、一悍馬の狂嘶して奔跳し來るは尙ほ留むへし、千里江河の轒轄として決し來るは隻手もて支へがたし

それ斯の如し、故に日本人の思想觀念は、今や全く一變したりといハざる可らず、昔しの日本人の腦中にハ、止た猫額大の小日本、紅潮、泥海、凹みたる世界の極頭、支那三韓、虛空の天竺、孔子、釋迦ありしかど、今の日本人の眼中には、五大州あり、圓体の地球あり、倫敦、巴里、マホメット、クリストあり、昔は何事も日本内ふ限りしかども、今や我が政治、文學、敎育、商業、工業、農業とも、總て世界の大勢の支配を受けさるものなし、反言すれば昔

の日本は日本の日本なりしかども、今の日本は即ち世界の日本たるなり、嗚呼今の日本は實に世界の日本なり

今の日本は果して世界の日本なるを知らは、其の生活も亦世界の生活ならさるを知るべし、四邊皆山、曾て他と通せさる孤村に孤居せは、則ち夕顔棚の下、竹籬の陰、それ相應の生活を爲すべしと雖も、一ひ天下の事物輻湊する都會に出てば、またそれに相應せる生活を爲さゞる可らず、昔の日本は將軍、大名、侍、素町人、土百姓、鎗、長刀、弓、大八車、傳馬船に滿足し、徳川家康、松平伊豆守、大岡越前守に滿足したりと雖も、今の日本は內閣、國會、自由なる人民、常職ある事務官、クルップ砲、村田銃、軍艦、アラビア馬、鐵道、滊船、電信を要し、ゴルチヤコフ、ビーコンスフルド、ビスマルクなき時は、到底其の生活を維持するを能はさるなり、昔人の生死は日本國裏の慶吊のみ、然れとも今人の一顰一笑は、全世界の注意批評を避くるを能はざるなり、今の日本は何ぞ日本の日本として生活する

を得んや

生物は總て生存するために、他の同生物、及び異生物と競爭するものなり、而して此の競爭に依りて優者は勝ち、劣者は亡ぶ、之を生存競爭、優存劣滅といふ、蓋し生物の蕃殖は、例へば彼の鼠算定の如く、最も速かなるものなり、故に若し其の蕃殖するまゝに任かし置きなば、此の地球の表面は、猾鼠一族のみの巣窟とならざるを得ざるべし、但だ然らさる所以のものは、其の生存するや、他族若しくは同族と競爭して、敗滅するものあるが故なり、去れば陰にも陽にも、緩にも急にも、常に競爭を絶つことなきは生物自然の狀態なり、個々の生物既に競爭を免れずとせば、此の團々一群たる生物の有機体(國家)も、亦決して競爭を免るべきの理なし

既にいへる如く、昔の日本は桃源の仙洞なりし、我れ彼れあるを知らず、彼れ我れあるを知らず、此の時に方りて豈また國と國との競爭あらんや、故に當時の競爭なるものは、止だ日本人同士が日本國內に於て爲せ

る競爭のみ、其の富めりといふも、江戸の人が大坂人を倒したるのみ、其の榮へりといふも、源氏の一族が平家を亡したるのみ、然れとも今の日本は日本の日本にあらずして、世界の日本なり、故に世界の各國と競爭し、世界の人々と競爭せざる可らず、我れより進んて彼の富を取るともあらん、彼れ來りて我が富を奪ふともあらん、其の地位、威嚴、名譽を保つがためには、互に種々の手段權謀を用ふるをもあらん、時としては劍銃を把て旗鼓の間に相見るをもあらん、彼れ若し養蠶業を始めて、我か生糸に影響を及ほさが如きとあらば、我が生糸家は必らず彼れと競爭せざる可らず、賣るにも買ふにも、我が生糸商は常に彼と競爭せざる可らず、其の他文學技藝の事、一切萬事、政治にまれ、社會にまれ、總て彼と競爭して以て我が生活を全くせざる可らず

我が日本現今の地位を保つにすら、尚ほ世界各國と競爭せざるを得ずんば、更に進んで其の獨立を完ふし、威嚴を保たんと欲するには、必らず

至大至激なる競争を爲さゞる可らざるや知るべきのみ況んや更に進んで我が國光と發揚し我國力を伸張せんと欲するに於てをや、思ふに今の日本ハ國交際上に於て決して完全なる獨立國といひ難し、彼の治外法權てふ怪物が今尚ほ我が國を蹂躪するを見ても之を知るよ餘りあるべし

且つ試みに思へ、堂々たる政事家が舞踏、夜會、假裝會及びフロックコート、ボンチットを以て、外國人の機嫌を取るが如き、若くは古き悶着の返却金を以て海底を浚ひ、棧橋を架して以て外國人の歡心を得んとするが如きは、果して完全なる獨立國に於てある可き事なる乎、我に理ありと雖も、之を貫くと能はず、勤めて彼の無理に屈服するが如きは、果して十全なる獨立國に於てあるべき事なる乎、吾輩ハ敢て不祥なる文字を弄して燕趙悲歌の士と學ぶを好まざるなり、然れとも日本の獨立てふ問題を掲げ來る時は、覺へず腕を扼し案を拍て長大息し、情懷の禁も可らざ

るものあるを奈何せん、夫れ目下の時勢を觀察せば、議すべきの問題多かるべし、而〆て各人の意向希望また各々多少相異なる點あらん、然れどもも「我が獨立を完ふすべ〆」といへど、何人も其の意を同ふ〆、望を均ふするなるべし、然られ則ち我が獨立を完ふすべき道如何、他な〆我が政治家は世界の政治家となり、實業家は世界の實業家となり、眼界を大にし、膽氣を大に〆、痛絕雄快、光風霽月の如くに〆て、大に世界萬國と競爭するに在り

然り而して其の大競爭を爲すに於てハ、先づ大に覺悟する所あると要するなり、夫れ戰ひに二道あり、攻むると守ると是なり、競爭も亦斯の如し、熟々案するに、世の論者多くハ自から守るを以て主義と爲し、進んで攻むるを以て無謀大膽に過ぐると爲すが如し、然れども吾輩の見は之と異なれり、夫れ自から守るものは、また他を攻むるほどの素力なかる可らず、他を攻むる力なきものハ、自から守るの力なきものなり、斯の如

きもの又何事をか爲し得んや、之を生物の有樣に看るに、自から守るものは惴々焉として常に侵掠呑滅を恐れて、彌よ小弱となり、進むで攻むるものは高行濶步、八面を睥睨して益々剛勁となる、虎豹の羊猫に於ける、鷲鷙の燕雀に於ける是れなり、嚴酷なる繼母の鞭撻を恐れ、傍輩餓鬼の打擲を恐るゝ內氣小僧は、神氣萎縮して憐れなる生長を爲すと雖も、人を恐れず、他を凌ぎ、敢て人後に皺面せざる亂暴小僧は、却て太閤となり、ナポレオンと爲るに非ずや、之を列國の有樣に徵するも亦然り、英の如き、露の如く、獨の如き、常に他を覗ひ他を攻めんとするものは、國運旺盛にして四隣を慴伏すると雖も、土耳古の如き、埃及の如き、自から守るに汲々たる國は、凌辱交々至りて國光日に消盡するに非ずや、故に日本も此の競爭場裏に立ては、自から守るのみを以て事とせず、更に進んで他を攻むるの覺悟なかる可らず、働き掛けられの地位に立たずして、働き掛けの地位に立たざる可らず、內氣小僧とならずして腕白小僧とな

らざる可らず、燕雀羊猫たらずして鷲鷹虎豹たらざる可らず、切直に之をいへば、日本は十分に其の力を海外まで伸へさる可らず

	所得（万圓）	財本（万圓）	人口一人ニ付所得ノ割合	人口一人ニ付財本ノ割合
英吉利	五六、〇〇〇〇	四四四、〇〇〇〇	一六五	一三〇〇
米合衆國	七二、四五〇〇	三一七、九五〇〇	一六五	七三〇
和蘭	六、二五〇〇	六八、八一〇〇	一五二	一六七二
佛蘭西	四六、五〇〇〇	三六六、七〇〇〇	一二五	一〇一〇
丁抹	二、〇五〇〇	一七、五〇〇〇	一一五	九六〇
白耳義	六、三〇〇〇	四五、五〇〇〇	一一三	八一三
英領殖民地	七、二〇〇〇	五七、五〇〇〇	九〇	六六五
獨逸	三五、一〇〇〇	二二二、一〇〇〇	八五	五四〇
諾威	一、五五〇〇	一一、七五〇〇	八〇	六六〇
瑞典	三、〇四〇〇	二七、九九〇〇	六七	六一三
墺地利	二一、一五〇〇	一三九、〇〇〇〇	六〇	四〇〇
西班牙	八、七五〇〇	五三、八五〇〇	五〇	三七五
伊太利	一一、三〇〇〇	八二、二五〇〇	四〇	二七〇
露西亞	二八、〇〇〇〇	一五一、二〇〇〇	三五	一九〇
葡萄牙	一、六〇〇〇	一六、六〇〇〇	三二	四二三
南米利國	七、〇〇〇〇	四九、五〇〇〇	三〇	一九〇
日本	六、八七九八	四一、五四二四	一九	一一四
英領印度	二三、〇〇〇〇	六九、〇〇〇〇	一〇	三五
平均	一九、一五三八	一五八、九一〇六	八〇	六〇九

此の表に據れば、一人に對する財本（動産及び不動産）所得（動産及び不動産の所得）の最も小きは英領印度にして日本は即ち其の次なりそれ印度は奴隷國なり、然るに堂々たる我が帝國にして漸く之と齒するに過ぎず、何ぞそれ貧なるや、嗚呼斯の如くにして外侮を受けざらんとす、抑もまた難い哉、夫れ日本の斯の如く貧なる所以は何ぞや、其の原因を索めは蓋し多々ならん、然れども吾輩は其の土地の狹隘にして人口の甚だ稠密なるにも拘はらず、更に國外に向て其の生活の資を取らざりしこそ、主たる原因ならんと信ず、夫れ東京は地狹くして人多し、然れども一國の首都として商賣及び政治、若くは社會上の中心となり、其の生活の資を全國より取るが故に、今日の如く繁榮するのみ、若し東京は東京の東京にして日本の東京ならずんば、即ち東京にして全く全國と隔絶して、唯だ孤立するものならば、裏家住ゐの連中すら尚ほ野菜にも窮すべし、百餘萬の人抑も何に由てか生活せんや、また之を歐洲の實際に見よ、シーザル時代ま

では大抵蓬髪素跣、木葉を冠し、毒矢を取れる野蠻人が出沒する林森の荒地なりき、コロンブスの出る迄へ、瘠弊せる群國、貧弱なる人民が區々として內に鬩ぎ、相打ち相倒せしに過ぎざりき、然れども西半珠の大陸を發見し、更に東洋な交通して廣く其の生活の資を世界に取るに及び、始めて强大なる國あり、殷富なる人民あり、遂に今日の如く宇內を風靡するの勢を有するに至れるに非ずや、然るに日本從來の有樣たる、更に外國と交通せず、獨り猫額大の小天地內にのみ局促し、三千幾萬の人、皆此の小なる國土に住みて、其の生活の資を此の小なる國土なのみ求む、是れ其の甚た貧なる所以なり、故に今の策たる、日本を以て日本の日本とせす、世界の日本として廣く生活の資を世界に取るに在り

再び之を生物生存の有樣に徵するに、地味豐腴にして其の餘裕ある場所に植へられたる樹木は、亭々として聳へ、蓊々として繁るといへども、狹隘なる瘠地に簇生するものは、幹瘦せ、枝細くして十分な生育すること

と能はず、蓋し前者は生活の資に豐かにして、後者は生活の資に乏しければなり、夫れ生活の資を得るを多きものは優者となりて榮へ、少き者は劣者となりて亡ふ、故に禽獸の如きも、强猛なるものは怯弱なるものを倒して以て我が生活の資を取るの多からんことを力めざるは無し、國家も亦斯の如し、其の生活の資は廣く之を世界に取らざる可らず、而して之を取るがためには、遠慮なく小弱なるものを倒して以て我が國力を外に伸べざる可らず、是れ決して暴虐殘戾の道に非ず、生物生存の法、固より斯の如くならざるを得ざる也

吾輩之を古今の歷史に考ふるに、其の領地を廣くして生活の資を得るに便なる國は榮へ、否らざる國は即ち衰ふるが如し、現に今の西班牙、葡萄牙の如き、今こそは雄國の列より墜ち居れ、其の昔は曾て世界最强の國にして、其の威名宇內を震撼せる也、然るに其の盛衰の古今一轉せるものは、其の領地を得たると失ひたるとに在り、見よ、彼が西半球を

發見して南北亞米利加に殖民地を拓き、且つ當時最も大膽なる東洋航海の事と試み、喜望峯を廻りて印度に出で、東西の貿易に手を伸したる時れ、即ち彼が最も富强を極めし時ならずや、而して其の英と爭ひ、佛と爭ひ、爭ふ每に版圖を削られ、遂に海外の領地を擧げて殆んど全く之を失ふや、則ち今の如く國勢の不振を致せるなり、和蘭の如き亦然り、英の如きも若し印度を有せず、加奈陀を有せず、濠洲と有せずんば、則ち今日の富盛を見んと決して望むべからざりしならん、日本も亦之に鑑むる所なかる可らす

抑も日本の國たる、自から伸びすんば自から屈し、大に榮へずんば大に凋むの國なるが如し、夫れ西洋諸國が饜くなきの慾を以て東洋を覗ふや久し、黃河の水は九澤を沾ふし、芙蓉の山は東海に秀で、氣候暄和に、土地肥饒なり、而して其の國民概ね愚にして、正さに是れ俎上の臠肉の如し、同欲者の相妨げ相嫉むなくんば、餓獅、渴鷲何ぞ之を攫まさらんや、就

中英獨露の三國ハ、最も東洋に垂涎せり、去れは日本は是等多慾の敵に呑滅せらるゝ乎、若くば之を防ぎて以て自から生存する乎、二者必らず其の一に出でざる可らす、故に若し彼の呑滅するヿ任せんとせは則ち已む、苟くも否らずんば則ち十分ヿ彼を防ぎて以て自から生存するに足る丈けの力を備へざる可らず、彼等を防かんにハ徒らヿ守位に立つとを爲さで、我れ先づ働き掛けの地位に立ち、國力を外に伸し、生活の資を外に取りて以て富强の基礎を堅くせざる可らず、斯の如くにせずんば到底自立自活するとは能ハじ

且つ單に支那に對する一事よりするも、尚ほ我れは斯の如くせさる可らず、蓋し支那は今や世界衆眸の集點に立てり、日本は果して之と唇齒輔車の交を訂すべき乎、若くば一刀兩斷に之と相切るへき乎、吾輩今之を斷定するを欲せず、然れとも二者何れにするとも、日本は必らず彼に當る丈けの强國富國と爲らざる可らず、夫れ弱者を凌き、小者を蔑ろに

して、倨傲自尊なるは支那人得意の氣風なり、故に彼れ若し日本小なり、貧なり、共に與みするに足らずと思へば、則ち非理無法到らざる所なし、斯の如くにして我れ豈彼と相結ふを得んや、凡そ親密なる交際には、互ひに敬重する所なかる可らず、我れ果して彼と唇齒輔車の交を訂せんと欲せは、先づ彼をして我を敬重する所あらしめざる可らず、若し然らずんは以て一旦の交を訂すべし、永く相提撕する親密の與國たるを能はさるなり、且つ彼れ老大の國と稱せらるゝと雖も、其の力は尚ほ我に優さるを遠し、去れば彼と親むにも、彼れと戰ふにも、我れ先づ彼れに下らさる富國强國となり、彼をして眞に畏敬する所あらしめさる可らず、然らは則ち何ぞ今日の日本を以て自ら足れりと爲すを得んや之を要するに、獨立なるものは萬國公法に依て得らるべきものに非ず、辨論禮義を以て得らる可きものに非ず、富强にして始めて能く獨立するを得るのみ、蓋し獨立てふ辭は、取りも直さす富强たるをと意味する

者の如し、故に富强なる國は求めずして自から獨立すると雖も、貧弱なる國は然るを能はず、試みに思へ、如何に萬國公法に依りて獨立國と認めらるゝも、禮儀辨論上獨立國と認めらるゝも、列國の輕蔑を受て之に酬ゆるを能はず、我れ理あるも之と伸すを能はず、彼れ不法なるも之を糺すを能はずんは、則ち獨立の實何くにかある、故に富强なるヿを策らずして先づ獨立國たらんヿを求むるは、山に行きて鯨を索むるが如し、我が同胞兄弟は果して日本をして名實相背かさる眞の獨立國たらしめんヿを望むなるべし、苟くも然らは止た局促として自から守るに急に、徒らに猫額大の小天地間にのみ畫策したればとて、抑も何の益かあらん

嗚呼桃花源洞の夢は既に破れたり、生存競爭の大潮は千里一瀉、澎湃滔漾として我を捲けり、我が國權の汚點は之と雪かさる可らず、我が國光は之を發揚せさる可らず、此の時に當て非常の眼瞳を以て觀察を下し、

非常の策を立てずして止だ徒らに小膽小量なる小經書をのみ爲し、切々焉として蝸牛角上の小闘にのみ日を暮さば、堂々たる此の日本帝國は、何時しか朝鮮となり、埃及となり、遂に波蘭となりて吾人は彼の麥秀の歌を謡ひ、ロングフエローの詩を誦ずるに至るべし、世上の志士何ぞ其胸臆を濶大にして少しく世界の大勢を達觀せざる

然りと雖も吾輩は敢て銃と劒とのみを以て生活の資を世界より取るべしとはいはず、勿論銃と劍とを以て取り得べくんば、遠慮なく之を取りて可なり、然れども時勢の變遷は古、今に異なり、第十九世紀の大勢は敢て銃と劒とのみを以て生活の資を世界より取るを許さゞるを如何せん、去れば其の始め銃と劒とを以て墺地利を敗り、佛王を擒にして歐洲に覇威を振へる鉄血宰相も、今や一大頓悟する所あり、商賣移住の二者を以て大に其の雄圖を伸さんと欲するに非ずや、豊太閤若し今日に再生する共、決して加藤清正、島津義弘を先鋒として大明を襲ふか如

一致し、堅忍不拔、大膽剛勁、屈せず撓まず、貿易を勵み、移住を勉め、凡そ事情の許さん限りは、平和手段を用ゐて大に國力を外に伸し、廣く生活の資を世界に求むるに在るのみ

中篇

今の世界の勢力は即ち富なり、語を換へて之をいへば、富なるものは即ち勢力なりといはざる可らず、胸中萬卷の書あり、身に博士の尊號を帯ぶるも、富まざれば之を敬するものなし、峨冠を頂き、長裾を延き、金モールを輝かし、馬車を驅るも、富まざれば之を敬するものなし、大凡俗社會の形勢斯の如し、而して人に敬せられざるものは其の言聞かれず、其の志行はれず、抑もまた何の勢力かあらん

尋常の私會筵上に最上位を占むる人は、果して衆客に瞻仰敬重せらるゝ人なり、然れとも之を叩けは其議論に半文の直打もなく、其の見識は

純然たる田舍の頑民なり、止だ先祖の遺財豐かにして、鄕黨第一の富者なるを以ての故に、斯くの如き最上位を占むるのみ、一人一個の間に於てしても、富の勢力の大なるを斯の如し、國と國との間も亦豈斯くの如くならざらんや

世人動もすれば國の强弱を以て一に兵勢の强弱に歸するが如しと雖も、吾輩は寧ろ之を貧富の差異に歸するの適切なるを信するなり、蓋し今の戰爭は素手の戰爭にあらず、詭謀妙策の戰爭にあらず、即ち器械と器械との戰爭なり、故に加藤淸正、關羽、ハーキユレスありといへとも、眞田幸村、孫臏、ハンニバルありといへとも、今の戰爭には勝つを克はざる也、龐然たる巨艦牢艟を有するを多く、精緻壯大なるクレツプ砲、スナイドル銃を有するを多きものは勝ち、少きものは即ち敗す、即ち兵の强弱は主として器械の多寡精粗による、見よ、現時列國の軍備は軍器を多くし精くするに在りて、其の競爭といふも畢竟れ軍器の競爭なるにあらず

や、然り而して精緻堅牢にして鋭利壯大なる軍器を備ふるものハ人に非ずして富なり、スナイドル銃と得るも、クルップ鉋を得るも、軍艦を得るも、水雷船を得るも、富國にあらずんば能はざるなり、故に富める國は何程にても思ふまゝの軍備を爲し得べく、敵に百眞田、百ハンニバルありといへども、更に恐るゝ所なきなり、然らば則ち今の列國の强弱ハ、其の軍備に在りといふよりも、寧ろ貧富に在りといふこそ適當なるに非ずや

千八百八十五年の統計に據れば、列國の陸軍費、及び其の兵員數は左の如し

國名	陸軍費	常備兵數
露西亞	一、二五五〇、八四七四圓	七八、〇〇八一
佛蘭西	一、二一六〇、一六〇〇	五二、九二六九
英吉利	九〇九〇、一六三〇	一八、一九七一
英領印度	八七二〇、一二五〇	一九、〇四七六
日耳曼	八四九六、八一四〇	四四、五四〇二

支那	七五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
墺地利及匈牙利	四九一、六二四八	二八、四〇七一
伊太利	四一〇九、八六一一	七五、〇七六五
合衆國	三九四二、九六〇三	二、六三八三
西班牙	二四五二、四四一五	一五、二八九五
土耳其	二三八四、一〇六四	一六、〇四一七
智利	一六三二、六〇九五	一、三九二六
日本	九二六、三七一三	三、八四二五
白耳義	九二〇、八〇四六	四、七〇八四
和蘭	八四六、四〇〇〇	六、五一一三
墨西哥	八二五、二三五二	二、二三三〇
ルーマニア	五四六、三五五〇	一、九五一二
葡萄牙	五〇九、九一〇五	三、三九九四
瑞典	四三二、二八六〇	四、〇七五八
波斯	三八〇、〇〇〇	三、〇〇〇
希臘	三三二、二一四〇	二、九三六八
丁抹	二四六、一九五五	三、五七二七
セルビヤ	二〇七、二八九〇	一、八〇〇
諾威	一六二、八四四〇	一、八七五〇

去れは日本の陸軍は僅かに歐洲の最小國なる和蘭、白耳義、瑞典、希臘、丁

抹、諾威、及び半開國たる墨哥西、波斯に優さるに過ぎず、列國中兎に角に國らしき國には、一も及ふ所あらずといはさる可らず、次に海軍を見るに

	海軍費	海員	船艦	上ノ内甲鐵艦
英吉利	五三六四、三九〇四圓	一〇、〇〇〇〇人	二五三	七四
佛蘭西	四〇九八、九三六三	六、〇〇〇〇	一七四	五九
露西亞	一九九一、一五八〇	三、〇〇〇〇	二〇〇	三一
合衆國	一七二九、二六〇一	二、〇一〇九	九三	一四
伊太利	一〇三一、〇七四一	二、〇〇〇〇	七二	一八
日耳曼	六七五、二〇九四	二、〇〇〇〇	一九一	三〇
西班牙	六七一、九〇四六	二、五〇〇〇	一三二	五
ブラジル	五五六、〇二九一	四九八四	四八	—
和蘭	五一七、〇八八六	一、〇〇〇〇	一二二	一九
智利	四三五、九八九三	二二二五	一〇	—
澳地利及ビ匈牙利	三八三、八四六〇	一、五〇〇〇	五七	一一
支那	—	八、八二八〇	一〇五	一三
土耳其	三〇〇、〇二八〇	四、〇三九三	四九	—
アルゼンタイン	二六七、〇〇〇〇	九九一	三三	—

日本	二〇二、四五五二	四〇七三	二五	三
丁抹	一五七、五五七七	一一五〇	六六	九
葡萄牙	一六〇、七四一一	一九〇〇	四七	一
瑞典	一四一、八四二〇	五〇〇〇	五四	—
希臘	八三、三七〇八	二六三七	一六	—
諸威	四二、〇六八〇	二〇〇〇	八八	—
ルーマニア	—	五三〇	一〇	—
白耳義	—	一七二	一〇	—
墨西哥	—	—	八	—

なり、夫れ日本は海國なり、立國の体に於て固とより海軍を以て護國の具となさゞる可らざる譯なり、然るに其の海軍は陸國たる日耳曼に及はざるを遠く、彼の歐米八の多く相手とせざる智利にも劣り、僅かに歐洲中の蕞爾たる彈丸黒子國に優さるのみ、斯の如く海陸の軍備薄弱にして歐洲列國と對等の地位に立たんとするは、抑も亦難からずや、彼れ暴を以て來り加ふるも爭ふを能はず、止だ凌辱せらるゝがまゝに凌辱せられ、僅かに諂諛阿媚を以て彼れの歡心を繫かんとするも、蓋し勢に

於て已むべからざるものならずや

然れども日本の軍備の斯く薄弱なるは毫も怪むに足らさるをなり、蓋し日本は世界無双の貧國なるは、吾輩が前扁の統計に於て示したる所の如し、國貧なるが故に軍艦を要すれども之を購ふを能はず、銃砲を要すれども之を購ふを能はず、兵備の擴張せさる可らさるを知れども之を擴張するを能はざるなり、思ふに今の日本の軍備は、世界列國の軍備に比して甚たしく薄弱なるに相違なしと雖も、然れども之を自國の富度に割合していふときは、尙ほ甚だ過大なるものなり、嗚呼今の如き薄弱なる軍備を爲するから、尙ほ國力不相應なりといふ、然らは則ち其の國の貧しきを如何ぞや、兵の强弱は國の貧富に由る、故に日本の軍備の薄弱なるは其の國の貧しき最好の證據なりと謂ふべし

日本にして果して此の競爭世界に立ち、能く其の生存を全ふせんと欲せは、則ちそれ丈けの勢力を有せざる可らず、能く世界列國と對等の交

際を爲し進んで彼れを駕御して倍々我が繁榮を加へんとせば、必ず其れ丈けの勢力なかる可らず、然り而して今の日本には此の勢力なし、此の勢力なきが故に啻に競爭世界に屹出するを能はさるのみならず、列國の凌侮を受くるを今日の如く、前途また甚だ患ふべきもの多きなり、去れば今の急務たる、貧日本と變じて富日本と爲すに在り、而して之を爲すの道は、生活の資を廣く世界に取るに在り、即ち貿易を勵み、移住を奬めて、大に我が力を海外に伸すに在る也

其の地形よりすれば、日本は實に天然の貿易國なりといはさる可らず、四邊皆海、行るゝ船を以てすべし、東には廣大にして富源汲めども盡きざる新開國あり、西には土地廣く人口多くして甚た購買力に富める支那を控へ、朝暾の山の端に上るが如く、刻々進歩する露領サイベリヤに對し、東洋の金庫てふ印度に近く、南には即はち富度甚だ高く、其の進歩の速かなるを人をして瞠若せしむる濠洲あり、若し貿易風に駕して之

に向はゞ、一葦の帆船も尚は輕快に其の間を往復し得べし、即ち日本は東洋貿易の中心市場たるに格好の形勢を有するものなり、去れは之より買て彼に賣り、彼れより買ふて之に賣らは、其の利益は將さに測る可らざらんとす、嗚呼此地形あり、豈其の利益を得さるの理あらんや、彼のサキソン人は東半球の最北部に在り、然れとも世界貿易の利を獨占して雄を四方に稱す、若し彼の如き人種をして我が日本に居らしめば、抑も如何なる利益を網すべきや、凡そ器を用ふるは人に在り、政宗の刀も之を榊原謙吉氏に持たしめなは、其の鋭利なるを人意を爽快にすべしと雖も、若し劍法不案内なる者之を振廻さは、犬の細首すら滿足に斬り得まじ、去れは日本の地形如何に貿易國な適するも、日本人にして今の如くならは、如何ぞ之を將て東洋貿易の中心市場と爲すを得んや、如何で彼の莫大なる利を網みするを得んや

樵夫の子は山に登るな巧みに、漁夫の子は水を渡るに巧みなり、然るに

四面環海の國に在る日本人にして船を行るに拙なるは、豈また異例なりといはざるを得んや、千八百八十五年の統計に據れば、我が締約各國の有せる商船の數は下の如し

	蒸氣船	風帆船	合計
英吉利	三二二九	二、〇二六五	二、三五六四
支那	二九	七九七一	八〇〇〇
合衆國	六〇五	七二八八	七八九三
那威	一二二	四七四九	四八七一
伊太利	一一四	四六〇一	四七一五
佛蘭西	三一八	三八五八	四一七六
日耳曼	二二六	三四六五	三六八二
西班牙	二二〇	二九一五	三二三五
瑞典	二一九	二一二一	二三四〇
露西亞	一五一	一七八五	一九三六
和蘭	一二六	一四三二	一五五八
丁抹	八一	一三四八	一四二九
墺地利	七八	九八三	一〇六一
日本	三九〇	四一九	八〇九
葡萄牙	三八	四五三	四九一

秘露	八	一三九	一四七
布哇	—	—	六四
白耳義	四六	一六	六二

去れば恠むを勿れ、日本の貿易の振はざるは固とより其の所あり、既に海國にも似合はせず商船を有するを少し、何ぞ貿易國に似合はせず貿易の振はさるを恠まんや、讀者乞ふ左の一表を見よ

	輸入	輸出	
英吉利	二〇、六五〇九、八〇四〇圓	一二、七〇三三、五八一〇圓	三三、三五四三、三八五〇圓
日耳曼	七、九一一七、五〇〇〇	八、一一一七、五〇〇〇	一六、〇二三五、〇〇〇〇
合衆國	七、二三一八、〇九一四	八、二三八三、九四〇二	一五、四七〇二、〇三一六
佛蘭西	五、六四五六、〇〇〇〇	七、一四九六、〇〇〇〇	一二、七九五二、〇〇〇〇
白耳義	五、五七五六、六二一五	四、九二一二、四八五五	一〇、四九六九、一〇七〇
和蘭	三、八八五〇、〇〇〇〇	四、三〇二五、〇〇〇〇	八、一八七五、〇〇〇〇
魯西亞	三、五五〇〇、〇〇〇〇	三、八〇〇〇、〇〇〇〇	七、三五〇〇、〇〇〇〇
澳地利 匈牙利	三、三六二〇、〇〇〇〇	三、七五九五、〇〇〇〇	七、一二一五、〇〇〇〇
伊太利	二、六九〇八、〇〇〇〇	二、一三一六、〇〇〇〇	四、八二二四、〇〇〇〇
瑞西	一、六九〇〇、〇〇〇〇	一、五四二五、〇〇〇〇	三、二三二五、〇〇〇〇

西班牙	一、二二九五、〇〇〇〇	一、二八四五、〇〇〇〇	二、五一四〇、〇〇〇〇
支那	一、一一〇二、一七〇五	九六一九、五四九五	二、〇七二一、七二五〇
瑞典	八〇〇〇、〇〇〇〇	六〇〇〇、〇〇〇〇	一、四〇〇〇、〇〇〇〇
丁抹	六九一五、六七八四	五一七二、九二二一	一、二〇八八、六〇〇五
那威	四四五七、六三九〇	三四一五、四四一五	七八七三、〇八〇五
葡萄牙	四〇三四、一〇一〇	二七四九、五一二五	六七八三、六一三五
日本	二八九八、三九三二	三七八六、〇一四二	六六八四、四〇七四
秘露	四九七、四五〇〇	八三〇、〇〇〇〇	一三二七、四五〇〇
朝鮮	一九四、四七三五	一八八、二六五〇	三八二、七三八五

斯の如く日本の貿易高ハ彼の最少なる山間國の瑞西よりも、歐洲の最下等國よりも尚ほ少きを甚し、然れとも更に一人一個の貿易高を見れハ、尚ほ大に驚くべきものあり、萬國年鑑千八百八十三年の刊行に據れハ

	一人に付輸出高	一人に付輸入高
	圓 厘	圓 厘
濠地利（英領）	八七、〇〇〇	九五、〇〇〇
和蘭	六三、二五〇	八三、八五〇
白耳義	四七、一八〇	五九、〇四〇
英吉利	四二、〇〇〇	五六、七五〇

アルゼンタイン	二四、六六〇	二一、三一〇
佛蘭西	二〇、一六〇	一一、二五〇
普漏西	一六、八四〇	一五、六六〇
合衆國	一五、二九〇	一四、七五〇
露西亞	一四、七五〇	三、六八〇
喜望峰(英領)	一四、〇六〇	二〇、七五〇
埃及	一二、〇〇〇	六、四三〇
ブラジル	一一、五四〇	四、〇〇〇
那達爾(英領)	一〇、九一〇	二八、五六〇
加奈陀(仝上)	九、四七〇	一二、二〇〇
墺地利	九、四六〇	八、五六〇
伊太利	八、三七〇	八、六〇〇
西班牙	七、一〇〇	八、九二〇
土耳其	五、〇〇〇	五、五〇〇
葡萄牙	四、八五〇	八、〇六〇
印度(英領)	一、六六〇	一、五六〇
日本	〇、七二〇	〇、八四〇

なり、嗚呼堂々たる帝國人民の輸出入高ふして、奴隷國たる印度の半分にも上らず、彼の垂亡國人として志士の腸を斷つ埃及人すらも、輸出高

に於ては倘ほ日本人より十七倍多く、輸入高に於ては殆んど八倍多し、嗚呼貿易の振はさるを斯の如くにして、世界列國と共に衡を爭はんとす、殆んど二尺の嬰兒にして劒山、大達に取組まんとするが如し、所詮能はざるをなりといはざる可らず、然れども嬰兒にして大達、劒山に勝ち得さるは倘ほ可也、止だ奈何せん、今日の如くにては到底此の日本の獨立を完ふし得さるをを、世界てふ土俵の上に於ては、小弱國も亦大强國と取組まざるを得ず、イナ彼れ大强國來りて必らず之を見免さゞるなり

愚癡をこぼすは婦人のをにして、愁嘆悲憤は國を濟ふ所以にあらず、吾輩は肯て長沙の賈生たるを好まず、茲に直ちに我が同胞に勸むるに貿易擴張のをを以てせんと欲す、是れ國家已むを得ざるの策なりと信す、我が同胞兄弟は茲に大に精神氣力と發揮して、貿易擴張に從事するの念なき乎、天は公平なり、サキソン人種と日本民族とに對して何の偏頗

かゝらん、日本民族若しサキソン人種に倣はゝ、日本をして東洋の英國たらしむるを難きに非らず、日本の獨立を完ふし、日本の勢力を振ひ、雄と天下に稱するを難きに非らさるなり

若し止だ今日の有樣に安んじて、兎に角一日を暮らすを以て可なりとせハ、九尺間口の店前に駝菓子を商ふも可なり、天秤棒を擔きて肴の振り賣りをなすも可なり、二三百圓の資本を以て數十俵の米仲買を爲すも亦可なり、然れども今日の如く一日又一日、荏苒として月日と仇ふ過さは、早晩必らず非常の困危に陷るべし、即ち交通運輸の便彌よ開くるふ隨つて、競爭の度益々劇しく、文明の風吹渉るを益々廣くして、生活の入費彌よ嵩まば、內外競爭の際、吾人は遂に歐米人に壓倒せられ、日本は遂に列國に亡ぼさるべし、此の時に至りて痛悔恨絕するも何の詮かあらんや、夫れ今日のまゝにして進むときは、生活の費と生活の資と益々其の平衡を失し、他の襲擊なきも尙ほ自ら困踣するに至らんとす、況ん

や虎視耽々たるもの一蹶して之に乘ずるあるおや、埃及こう其の明鑑なれ、抑も斯の如きをは必然必至の順序なりと知らば、止だ眼前のをにのみ滿足せず、更に進んで精神を發揮し、大に努め大に働きて以て他日の敗殘を防ぐは、蓋し智者のをふあらずや、秋來れば螻蟻も尙は其の支度を爲す、我が大和民族は果して區々たる此の螻蟻にたも及はざる乎」然りと雖も貿易を擴張すると同時に、海外に向て我が人種を移住せしむるをも亦甚だ必要ありといはさる可らず、私かに案ずるに、貿易繁昌の國は果して海外に多くの移住民を有するの國にして、移住と貿易とは、常に進退を相共に與にするが如し、見よ〳〵、葡萄牙も南北亞米利加に移住民を有せしときハ、其の旗影到る處に鮮かなりしと雖とも、寸を失ひ尺を削られ、遂に今の如きに至りては、リスボンの海港徒らに古昔の名殘と止めて、國土の寸膓を寓斷するにあらずや、然るに英國が貿易上ふ於て獨り世界大王と稱せらるゝものハ

"Has dotted the sufrace of globe with her possessions and military posts, whose morning drum-beat, following the sun, and Keeping company with the hours, circles the earth daily with one continuons and unbroken strain of the maritial airs of England."

なるが故ならずや西班牙が退歩國の列にありつゝ、今日未だ甚しく其の商權を失はざるも、尚ほ殘餘の屬地多き故なり、讀者乞ふ左の一表を見よ

屬地比較

	土地面積　方里	人口 人
英吉利	一二八、五〇九二、八	二、一三八〇、四五四五
和蘭	一一一、八三八七、七	二八六〇、一九二〇
西班牙	二、八二九四、二	八一六、九〇九七
丁抹	五七三五、三	四、三三九六

明確なる事實は斯の如く吾輩の議論を證據立てり、蓋し海外に移住民を有するときは、其の移住地と本國との間には、往來日に頻繁ならさる

を得ず、新たに給需の關係を生ぜざるを得ず、而して國民進取の氣象益々旺盛にして、海に陸に、其の働をなすべき事彌よ多し、斯の如くにして貿易豈振はざるの理あらんや、海外に領地を有する國の貿易の果して繁盛なるは決して偶然に非ずといふべし、去れば大に貿易を擴張するに方りては、また大に移住の策を行ひ、力を海外に伸べざるべからず、ロッキー山下、アマソン河邊、若くはコーラル海上、我が日本民族の移住すべき地甚だ多し、何ぞ奮つて之に趨かざる「聞說八小州外別有五大州。長風好放破浪舟。烏拉之山太平海。去矣一周全地球。一世俊髦盡把臂。萬國奇勝悉矚眸。然後稅駕故山瀟洒伴松菊。一生能事庶幾將始休」日本民族は須らく斯の如き識見なかる可らず

下篇

大に爲すをあらんと欲するものは、先づ大に備ふる所なかる可らず、勢充ち力足りて而して後外に加へば、以て天下を擧るに餘りあるべし、若

し內に蓄ふるを薄くして漫りに外に加へは、力盡き勢窮せん、抑も又何事をか爲し得んや、秋鶻の蒼穹を搏つや先つ幽壑に翼を收め、蛟龍の九天を捲くや、先つ深淵に鱗を藏む、强國傑人の起るまた積成の力に因らさるをなし

日耳曼が佛蘭西に捷ち、ナポレオン三世をセダン城に擒にし、巴里を圍み二州を取りしハ、抑も一朝の僥倖に出でしにあらず、又止だ一ビスマルクありしが爲のみにあらず、蓋し普漏西は其の昔フレテリッキ大帝の時より、國本の培養に鋭意し、帝自から國內を巡りて稼穡のヿを視、荒地ある每に宮內大臣に命ずるに開墾のヿを以てし、爾來代々の帝王相繼ぎて地方開拓を勉めしかば、國力漸く充積し、遂にウヰルヘルム帝の時世に及び、墺地利を破りて日耳曼聯邦の盟主となり、佛蘭西を破りて覇を歐洲に稱するに至りしなり、露の大帝ペートルも亦夙に殖產致富のヿを勵淬し、深く國本を培養して積成の勢力を蓄へ、然る後其の雄圖

を伸べ、其の偉功を成し、坤輿の上に巍然たる一大帝國を樹立せり、吾輩
又曾て長門藩主英雲公の傳を記せるあり、曰く
長門藩の天下に雄飛せる事頗ぶる奇なりといふべし、其の邦土を問
へば蕞爾たる彈丸黑子の二小國のみ、京師の變奇兵隊の內訌、佛艦の
砲擊、內に外に、兵士皆創痍を蒙むらさるは無し、然るも尙ほ天下の兵
を引受け、敵をして一步も我か封土を蹂躪せしめさりしのみならず、
伏水の一戰より錦旗を捧げて東北に轉戰し、堅を屠り鋭を破り、驍名
を天下に掲げ、遂に維新の大勳を奏するに至れるは、殆んど人力の企
て及はざる所なるが如し、顧ふに當時の雄藩中、內訌に依て其の英氣
を挫き、肝腦地に塗れて復た起つを能はさるもの多かりき、然るに長
門藩のみ數奇にして幾多の內憂內訌に遭遇し、幾多の外患强敵に遭
遇せしと雖も、更に此等に屈するをなく、却て鵬翼を伸して雄を天下
に稱し、今日尙ほ其の士人をして明治政府の要路に當らしむ、是れ抑

も松陰氏の如き、氣節に富み、氣力に富めるの士あり、高杉、大村、木戸、久坂、伊藤等の俊傑、雲の如く、所謂濟々多士の實ありしに由るを勿論ならんといへども、之と外にしてまた他に重大なる原因なきを得んや、俊傑は能く機に乘ず、されども其の財力に欠くる所あらは、將た之を奈何せんや、試みに思へ、財力乏しきものは英俊の才ありと雖も之を伸すに由なく、乘ずべきの機會あるも之に乘ずるを能はざるに非ずや、但だ財力ありと雖も、巧みに之を用ふるものなければ則ち死財のみ、之を要するに財力充實し、俊傑の士に富みて而る後始めて天下に事を擧ぐべきのみ、之を長門藩のとに徵するに果して然り、長門藩豈唯り俊傑の士に富めるのみならんや、又實に之をして力を伸はさしむるの財力に富みしなり、然り而して世夫れ之を知れるもの少しといふ、又一奇ならずや、夫れ長門藩の斯く財力に富める所以のもの決して偶然にあらざるなり、即ち英雲公が千古の卓識に依り、殖產の道

に闘淬せるが故なり(中略)
公(英雲公)の始めて支藩より入りて本藩(長門藩)を嗣ぐや、藩政疲弊の極に達し、既に翌年の租税を收むるも國用尚ほ足らず、加ふるに積年の風雨水旱に依りて、田園多く荒蕪し、且つ豪猾の徒兼併して獨り利を占め、細民の困厄殆んと名狀すべからざるものあり、公即ち儉素自から率ひ、食膳を節し、濯衣を着、奇枝淫行の事を退け、また均田の法を行ひ、廣狹を度り、肥瘠を考へ、以て稅率を定む、此時測度外の地を得ると夥しかりしかば、後之より得る所を以て藩用以外のものと爲し、總て之を蓄積したりといふ、また堤を海濱に築きて監田を作り、稻田を拓き、農桑を勸め、地方の政を盡し、凡そ知るとして行はさることなし、是に於て百姓殷富にして藩の財政大に整ひ、倉廩充實す、即ち藩用の定額を定め、その以外の金、及ひ先きに得たる測度外の地の收入を合して年々之を蓄積し、撫育方と稱する吏を置きて之を管理し、非常不虞の

災時にあらざるよりは、藩主の命ありと雖も敢て之を費すを得ざらしめ、但だ農民中地力を拓かんとするも、其の資に乏しきがために之を借らんと欲するものあれば、即ち其の人と業とを料り、年賦償還の約を以て低利に之を貸付くるを許す、斯の如く地力を開拓し、賦斂を薄くせしかは、封內益々段富に、藩の財用彌積む、故に維新後、藩藉奉還の際、先きの內訌外憂以來の費用を引去りて、尙ほ七十餘萬圓の金銀と剩し、之を朝廷へ献納せりといふ、嗚呼京師の變、幕府の長圍、奇兵隊の亂、佛艦の邀擊を首め、非常稀有の變ある處して曾て國用の乏しきを告けず、尙は且つ七十餘萬圓を剩せり、長門藩の天下に雄飛せる抑も之がためならずや、長州出身の俊傑今尙ほ廟堂に蹲踞して毫も其の地位を損さゞるものは、寔に英雲公の賜なりといふも誣言に非らじ(下略)

故に大に外に伸ひんと欲するものは、大ゐ內を充積せざる可らず、彼の

曼相ビスマルクは鉄血（アイオンエンドブラッド）を以て其の主義と爲すものなり、然れども十數年前より其圖を改め、地力を開拓し、業を興し產を殖して以て國力を鬱積せり、是に於て日耳曼の勢力は勉めずして外に伸び、東洋に向て貿易を擴張し、南洋に向て殖民地を增加す、其の勢駸々として殆んど當る可らざるものあり、我が日本も果して外に伸びんと欲せば、先づ斯の如くならざるべからず

然れども吾輩は日本を以て國力充實したる國なりとは認め得ざるなり、否な前來陳述せる所の諸統計に據りて、世界中極めて貧乏なる國なりと認めざるを得ざるなり、然り而して其の貧なる所以のものは、主として生活の資を外に求めざるが故なりと雖も、其の內に於て殖產致富の道を盡さゞるも、亦是れ一個の原因なりといはざるを得ず

抑も日本に於て商業の振はざる、工業の未熟なるは固よりいふまでも無し、但だ農業の一事に至りては、世界中最も進歩したりといふもの

あれども、吾輩は全く之を信するを能はず、見よ農業上最第一の地歩を占むる米作すらも、其の收額僅かに一億八千六百萬圓に超へず（十九年度の收穫高三千七百十九萬千四百二十四圓なり之を一石五圓代として算出す）此の一億八千六百萬圓は、全國壯丁の過半が其勞力を極盡して辛ふじて得たるものにして、日本主要の財源なり、故に政府の歳入も、地方税も、町村費も、六七分通りは總て供給を此の財源源に仰げり、而して此の主たる財源をば、全國八口に配當すれば、一人僅かに五圓にだも滿たず、嗚呼斯の如くにして農業進歩したりといふ、吾輩の解せざる所なり

日本は甚だ山林に富める國なり、東北の端より西南の端に至るまで、中央に一貫せる大山脈あり、之より左右に岐れたる無數の支脈あり、此の大小山脈は總て温帶地方に在るが故に、大低は鬱々葱々たる大樹茂林を養成するに適當せり、最近の統計に據れば

官有山林　五百五十七萬六千五百九十五町三段

民有山林　七百五十八萬六千九百七十六町三段

雜種地（第一種第二種第三種中〇山林）　二萬四千八百四十七町七段

總計　千二百七十八萬八千四百十九町三段

にして、田地より廣きこと千十四萬餘町歩也、山林の面積も亦廣大ならずや、此の廣大なる山林より收護する所は、凡そ何程なるや、吾輩不幸にして今精確なる總計を見ずと雖も、彼の統計年鑑に由て算出すれば、明治十七年に於て官有の山林五百五十七萬六千五百九十五町餘より收穫せる所は左の如し

項目	金額
木材拂下代	二十八萬五千七百七十圓
竹拂下代	三千〇百〇五圓
雜產物拂下代	二萬七千六百三十四圓
土石採掘料	五百九圓
地所拂下代	百二十六圓
貸地料	五千三十二圓
總計	三十二萬二千百七十六圓

故に此の割合よりいふときは全國の山林より收入する所は557.6595町:32,2176圓::1278,8419町:x=73,8323圓餘即ち七十三萬八千八百二十三圓なるべし、千二百餘町歩よりの收入百萬圓にも滿たず、豈又甚だ少き收入ならずや

次に鑛山を見るに十九年度の産出高ハ左の如くに過ぎず

（官行）

品目	産出高
金	四十六貫九百四十四匁
銀	千五百六十貫四百五十八匁
銅	五千九十九貫五匁
鉄	二百四十一萬六千九百四貫目
石炭	七千八百六十七萬二千七百六十九貫目

（民行）

品目	産出高
金	七十六貫九百四十三匁
銀	七千四百二十二貫百十八匁
銅	二百六十萬千三百五十三貫三百卅六匁
鉛	六萬二千七百十五貫目
鉄	二百六十一萬五千六百十貫目
錫	一萬七千一貫目
安質母尼	十二萬八千二百三十五貫目
滿俺	十萬七千百六十四貫目
砒	千九百二十四貫目
丹礬	二萬千九百三十七貫目
緑礬	十二萬四千二百八十五貫目
白目	千八十七貫目
石炭	二億六千百二十三萬千七百四十一貫目
褐炭	二百十七萬二千四百十二貫目
黒鉛	百一萬五千二百三十二貫目
石油	一萬三千四百八十七石

品目	數量
土瀝靑	千百四十三貫目
硫黃	百七十一萬九千二百九十六貫目
山鹽	百十六石
大理石	一萬五千六十二貫目
石灰花	八十五貫目
明礬	四千五百二十二貫目
石英屬	四萬四千六百十九貫目
蠟石屬	九千二百十二貫目
陶土屬	五十萬四千三十六貫目
耐火粘土	四千四百七十七貫目
雲母	一萬七千九百七十三貫目

抑も日本の如き山國に於て、山林の收入斯の如く少く、鑛物の採掘斯の如く乏しきものは、固と天然に出づるに非ずして、人力を加ふるを倘ほ甚だ不足なるが故なり、語を換ていへば、未た十分に地力を拓かざるか故に、山林鑛山の收入少きのみ、見よ〳〵、何れの山林乎果して歐米の山林と比すべきものぞ、彼の亂雜不行儀に伐り倒し、拔倒しのまゝ更に手入れせざる山林は、到處滿目皆然りと雖も、曾て林木整正、綠葉蓁々たる歐米の山林の如きもの之なきに非ずや、蓋し歐米の山林は地味肥沃な

るが故に彼が如くなるにあらず、日本の山林は地味瘠磽なる故に斯の如くなるにあらず、若し其の地味よりいへば、日本の山林は甚だ優等なるべき筈なれども、止だ人力の加はるを少きがために、斯る大なる相違あるのみ、鑛山の如きも未だ全く測量を經ず、幾多の鑛山は其の名さへ尙ほ世人の記臆に上らず、又昔は曾て採掘したるをあれども、器械の不完全なるかため、中途にして廢坑せしものあり、偶々採掘を企つるも、資本の不十分なるか爲に、空しく其の手を引くものあり、故に概して之をいへば、鑛山の遺利は空しく僻陬幽漠の界に埋沒されある也、地力を等閑にするを極れりといふべし

日本は太平洋上縱線に直立せる國なり、而して四面の海、南は熱帶の潮流を受け、北は寒帶の上端に連るが故に、温帶圈の水屬に申すに及ばず、熱帶、寒帶の水屬も亦夥し、即ち高價なる鯨、海豹、膃虎等を首め、牡蠣、鮑、海鼠、烏賊、昆布等に至るまで、殆んと之を採れども盡きざる程に多し、蓋し

彼の四面渺漂たる海底に在る無數の魚屬藻類は、天が特に日本に惠與せるものなり、然るに日本人は止だ僅かに沿海岸に於て木造の小舟に棹し、粗鈍なる網を投じ、不手際なる小器械を用ひて之を漁するのみ、彼の鯨の如き、臘虎の如きは、空しく敏慧にして多欲なる外人のために捕獲せらるゝは、抑も遺憾の極ならずや、蓋し海洋就中日本近海は、魚藻の利多くして殆んど土地の利に讓らず、然るに日本人はこの廣大なる天與の海洋を放擲し置て顧みず、正に是れ滿目地上に黃金を遺棄せるものといふべし

斯の如く土地に於ても、海洋に於ても、尙ほ人力を盡さゞるを甚だ多し、斯の如くにして國貧ならざらんとするも得べけんや、況んや日本は人口稠密なるを世界中第二位の國なるにや、人多くして利擧らず、然らば則ち其の國の貧なるを何ぞ怪むに足らんや

外に伸んと欲すれは先づ内を充實せざる可らず、即ち積成の勢力を以

て外に加へざる可らず、而して其の所謂勢力てふものは、果して一の富なるを知らば、今日第一着の急務は先づ内に於て殖産致富の道を盡すに在りといはざる可らず、故に吾輩は山林を整頓し、培養し、鑛坑を掘鑿して十分に地力を盡し、また漁業を振張して、海に陸に、凡そ有らゆる利を收めて、毫厘も遺す所なきを以て、國家方今の要策なりと信ず、苟くも內に於ては遺利を收拾して國本を培養し、叉貿易商賣を擴張し、殖民移住を奬勵して漸次國外に勢力を伸べ、以て大に生活の資を世界に求めば、國家の獨立庶幾くば得て期すへき也

凡そ策を立つる、確固に、明敏に、果斷ならんことを要す、漂々として昨は西し、今は東し、朝に定めて夕に廢するが如くにてハ、到底何事も成るべからず、確固ならざる可らざる所以なり、理義を察し、利害を視ることを謬まり、判斷其の中を外るゝときは、期する所を得ずして却て百弊百害を生す、明敏ならざる可らざる所以なり、一び之を決するなり方り、彼を憚り之

を恐れ、躊躇逡巡、左顧右省して徒らに因循ゐ流るゝときは、機を失し時を失ひ、國家を擧げて萎靡沈滯し、殆んどまた振ふを能はざらしむるに至る、果斷ならざる可らざる所以ゐり、然り而して其の功を成すや之を永遠に期せざる可らず、吾輩倩々政府の政略を伺ひ、論者の唱說を聞くに、多くは功を貪ぼるを早きに過ぎ、理辨娓々として巧みを極むるも、曾て明敏果斷ゐ、確固たる大目的を立て、百年の長策を畫するをなきが如し、夫れ三寸の稚松も培植十年なれば即ち亭々として雲霄を凌ぐ、國策を立つる亦此の如くならざる可らず、嗚呼日耳曼の振ひ、露西亞の熾なるは、一朝一夕のをにあらず、我が日本民族は何ぞ前古の陋見を打破して、玆に絕大の雄圖を立てざる

明治二十三年二月十一日印刷
明治二十三年二月十二日出版

正價金拾五錢

著者　松井廣吉
神田區駿河臺袋町八番地

發行者　野口竹次郎
日本橋區本町一丁目十二番地

印刷者　熊田宜遜
神田區松田町十三番地

發兌元　博文館
東京日本橋區本石町三丁目

博文館書籍目錄

日本帝國史
文科大學教授內藤耻叟先生校閲並評　松井廣吉君著（日本帝國地圖挿入）
勝樞密顧問官渡邊大藏次官題辭　向山黃村先生題詩　田口卯吉先生序
栗本鋤雲先生評並閲　米峯小山先生評並跋　鈴木天眼子評　北村三郎君著
（七版）洋裝美本全一册　正價金三拾錢郵稅三錢

支那帝國史
鳥尾陸軍中將並朝鮮名士朴泳孝題辭　米峯小山先生閲並評　北村三郎君著
（四版）洋裝美本全二册（支那帝國圖入）　正價金六拾錢郵稅七錢

印度史
伯爵後藤象二郎公題辭　東海散史柴四郎先生序　北村三郎君著
（再版）洋裝美本全一册　正價金三拾錢郵稅三錢

土耳機史（印度土耳機諸國圖）
元老院議官福羽美靜君校閲　田中澳平君著
洋裝美本全一册　正價金三拾錢郵稅三錢

假名交文典
文部大臣榎本武揚公題辭　天野文學士序文　宮川鐵次郎君著
和裝美本仕立全一册　正價金拾錢郵稅二錢

希臘羅馬史
樞密顧問官東久世通禧公題辭　御歌所長高崎正風公題辭　佐々木弘綱大人撰
洋裝美本全一册（希臘羅馬圖入）　正價金三拾錢郵稅三錢

千代田歌集
洋裝美本仕立全一册　正價金二拾錢郵稅二錢

和漢名家手簡
岡本黃石翁　朴泳孝題辭　松井廣吉君撰
洋裝美本仕立全一册　正價金二拾錢郵稅二錢

明治三十五年二月上旬

求之

山岩手縣士族天祥山士